

第八十回国 参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和五十二年三月二十九日(火曜日) 午後零時十三分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

坂元 親男君

初村滝一郎君

望月 邦夫君

宮田 輝君

山崎 昇君

安武 洋子君

補欠選任

藤川 一秋君

嶋崎 均君

岩動 道行君

細川 護照君

和田 静夫君

近藤 忠孝君

三月二十八日

辞任

細川 護照君

竹田 四郎君

補欠選任

宮田 輝君

補欠選任

栗原 俊夫君

出席者は左のとおり。

委員長 安田 隆明君  
理事 上條 勝久君  
戸塚 進也君  
野々山一三君  
矢追 秀彦君  
栗林 卓司君

委員

青木 一男君  
糸山英太郎君  
河本嘉久蔵君  
坂野 重信君  
嶋崎 均君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主税局長

大蔵省証券局長

国税庁次長

国税庁直税部長

厚生省医務局長

厚生省業務局長

事務局側

常任委員会専門員

大蔵省銀行局保

険部長

説明員

大蔵省銀行局保

険部長

国務大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵大臣

中西 一郎君

松垣徳太郎君

宮田 輝君

栗原 俊夫君

福岡 知之君

村田 秀三君

吉田忠三郎君

和田 静夫君

鈴木 一弘君

渡辺 武君

野末 陳平君

秀男君

斎藤 十朗君

山内 宏君

大倉 眞隆君

安井 誠君

山橋敬一郎君

谷口 昇君

石丸 隆治君

上村 一君

杉本 金馬君

副島 有年君

議院送付

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。坊大蔵大臣。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、中小所得者を中心とする所得負担の軽減を図るため、現下の厳しい財政事情にもかかわらず、初年度三千五百三十億円、平年度三千六百六十億円の減税を実施することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、人的控除の引き上げであります。すなわち、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について、それぞれ、現行の二十六万円から二十九万円と三万円引き上げることとしたしております。これにより、昭和五十二年分の課税最低限は、夫婦と子供二人の給与所得者の場合で二百一十五千円となり、現行の百八十三万円に比べ、一〇・一%引き上げられることとなります。この引き上げ率は、政府の昭和五十二年の経済見通しによる消費者物価の年度平均上昇率八・四%を上回るものであります。

第二は、福祉政策等の見地から、障害者控除等特別の人的控除について、基礎控除等一般の人的控除と同様に、その控除額をそれぞれ三万円引き上げることとしたしております。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ二十万円から二十三万円に引き上げるとともに、特別障害者控除を二十八万円から三十一万円に、老人扶養控除を三十二万円から三十五万円に引き上げることとしたしております。

また、年齢七十歳以上の控除対象配偶者につきまして、老人扶養控除と同様、新たに三十五万円の特別の配偶者控除を認めることとしております。

以上のほか、勤労学生控除の適用要件である所得限度額を四十六万円から五十二万円に引き上げる等、所要の改正を行うこととしたしております。

次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、利子・配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行うとともに、その他の租税特別措置の整理合理化を行う等、所要の措置を講ずるほか、国税収納金整理資金の整理を合理化することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。まず、租税特別措置法の一部改正について申し上げます。

第一は、利子・配当課税等の適正化であります。すなわち、利子・配当所得に対する源泉徴収税率を五％に軽減する特例を廃止して二〇％の本則税率を適用することとするほか、源泉分離課税を選択した場合の税率を現行の三〇％から三五％に引き上げ、また、割引債の償還差益に対する源泉分離課税の税率につきましても、現行の一三％から一六％に引き上げることとしたしております。

第二は、交際費課税の強化であります。

すなわち、交際費の損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一定割合を千分の〇・五から千分の〇・二五に引き下げるとともに、損金不算入割合を八〇％から八五％に引き上げることとしたしております。

第三は、その他の租税特別措置の整理合理化等であります。

すなわち、企業関係の租税特別措置につきましても、製品安全検査用設備の特別償却制度及び高精度工作機械等の特別償却制度を廃止し、公害防止用設備の特別償却制度の償却割合を二分の一から三分の一に引き下げ、また、価格変動準備金の積立率を、通常のたな卸し資産にあつては二・七％から二・四％に、非上場株式等にあつては〇・九％から〇・八％にそれぞれ引き下げ、海外市場開拓準備金についてその名称を中小企業等海外市場開拓準備金と改めるとともに、資本金一億円超十億円以下の法人に適用される積立率を引き下げるとともに、整理合理化を行うこととしたしております。

また、登録免許税の減免措置につきましても、外航船舶の所有権の保存登記に対する軽減税率を引き上げる等の整理合理化を行うこととしたしております。

さらに、昭和五十三年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する乗用自動車の早期普及のため、物品税の暫定軽減措置を講ずるほか、少額国債の利子非課税制度を少額公債の利子非課税制度に改め、その適用対象に公募地方債を加えること

もに、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割り増し償却、開墾地等の農業所得の免税、老年者年金特別控除、住宅取得控除制度の適用期限を延長する等、中小企業関係、農林漁業関係、福祉関係、住宅関係等の租税特別措置について、それぞれ実情に応じ所要の改正を行うこととしたしております。

次に、国税収納金整理資金に関する法律の一部改正について申し上げます。

現行の国税収納金整理資金に関する法律におきましては、毎年度の歳入に組み入れるべき国税収納金等の受け入れ期間の末日は、翌年度の四月三十日と定められておりましたが、四月三十日が日曜日その他の休日となる場合は、当該受け入れ期間の末日を、その翌日の五月一日とする改正を行うこととしたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(安田隆明君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○福岡知之君 ただいま提案のございました五十二年度の所得税改正あるいは租税特別措置の改正に關しまして、若干の質疑を行いたいと思ひます。

その前に、まず、所得税法改正に關しましては、すでに先般衆議院における与野党合意によつて、政府原案に三千億円を上積みした減税案が大体まとまつたわけでありませうけれども、所管の大蔵大臣とされましては、ただいま御提案になつた政府原案、さらに衆議院で一致を見た減税案、あわせて五十二年度の所得減税ということが実現される見込みになつたわけでございますが、これに至るまでの経過をお互い考へてみますと、いろいろな角度から議論が行われたわけでありまして、この機会に大臣のこれらの経過についての御所感を伺つ

ておきたいと思ひます。

○國務大臣(坊秀男君) 財政当局といたしましては、初め年度の減税につきましては、中小以下の所得者に対し減税をしようという考へでもって最初の減税案というものを策定したわけでございます。これが国会で論議をされておる間にございまして、与党、野党六党が合意の上で三千億のさらに追加減税を合意されたわけでありませうが、私どもといたしましては、その合意がなくて、そうしてこの案が国会に出され、審議されるような運びになつた以上は、これはどうしてもこの三千億の追加減税というものを、もちろん減税をいたすということは、私も最初考へては、それよりも公共投資に回すという方がよいと思つておりましたけれども、しかし議會政治において六党が合意を以て、そうしてこういうことに相なりました以上は、この最初の案と、さらに追加減税というものを一つのものと考へまして、そうしてでき得る限り所期の目的を、いま私どもの考へておることは、景気を浮揚していくというところでございませうが、それをやっていたらと、今日たまたまは三千億の追加減税は、衆議院の大蔵委員会におきまして、その具体化を急いでいただいておりますけれども、いずれにいたしましても、この効果を発生せしむるというところは、できるだけ速やかに、この減税法案を総合的にこれをひとつの国会において審議していただきまして、できるだけ速やかに成立をさせていただくということをお願いを申し上げる次第でございます。

○福岡知之君 わかりました。

ところで、その場合の問題の一つとして財源がございませう。大蔵当局とされましては三千億円の財源の捻出についてその後いろいろ吟味検討は行われてまいつたことと思つたのでございませうけれども、どういう方向で処理を考へておられるか、お伺ひしたいと思つたわけでございます。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま御審議を願つております五十二年の歳入歳出予算、その歳入歳入両面にわたつて、いろいろ考へまして、そ

うして何とかその財源をつくりまして、そうしてこの三千億円の減税というものを突りあるものにしたしたいと、かように考へております。

○福岡知之君 その点については、財源については与野党間の意見の違いもかなり正直に言つてあるわけでありまして、本日、御提案になつていませう租税特別措置に關しまして、わが党は衆議院の段階ですべて政府原案に対する修正の提案などもいたしておるわけでありませうけれども、当面の時間的な制約などを考へますと、これは簡単に、もちろん政府としても原案の修正を考へ直すということにはなかなかこれは困難性があろうと思つたのでございませう、やはりこれからの税収入といふものを前提にした税制のあり方というものは、かねがね当委員会でも議論が繰り返されておるわけでありませうけれども、抜本的に考へていかないとこれは大変な事態になるのじゃないのか、当面三千億円の積み上げというための原資の捻出ということにとらならず、これからの国家財政全体としてそういうふうな危惧を感じておるわけでありませう。

ところで、ただいま御提案の政府の改正案につきましても、主税局長にお伺ひをしたいと思いますけれども、夫婦子供二人、標準的な世帯の課税最低限を引き上げることがございませうけれども、それはいま大臣の説明にもありませうけれども、来年度の政府の経済見通しの中における消費者物価の年間上昇率は八・四％程度だらう、こういうことを前提にしてそれを上回る課税最低限の引き上げだつと、こういうふうに行われておるわけでございますが、果たしてそうなのかどうか、もちろん物価のことですから、政府見通しが全く正しいのだということももちろん人言ひ切れないとお答へになると思ひますけれども、現実に今年度はすでに八・六％の見通しを上回るというふうな修正もなされておるわけでございます。

さらに、来年度は公共料金の値上げ、あるいはそれに誘発される消費物価の上昇ということも考へられるわけございまして、そういう点で、果たして政府がおっしゃるやうに、私た

ちはすつきりとするんだ、これでかなり物価上昇の圧力は回避できるんだ、こういうふうには思えないわけでありませぬ。果たしてどういふ御所見でそういう見解を出しておられるのか。

それから、それと関連しまして、昨年は減税がなかったわけでありませぬ。毎年毎年減税をやれという事は、論理的に決して正しいかどうか疑問があるんですが、それはともかくとして、昨年度はなかったという前提で考えれば、昨年度の物価上昇分というふうなものがやっぱりそこに考慮されないうふうな八・七の程度ではない、こういうふうにするわけでありませぬ。

それから三つ目は、主税局長もかねがねおっしゃっておられたように、これは世界一高い水準になつておるんだ、こういうことでは、おっしゃる通り日本が低いとは申しませんが、しかし日本は、日本の場合にはその課税最低限がそういうふうな高くなつたのか、そしてさらにはその上にはわゆる設定されている累進率というものが果たして諸外国と比べて日本は高いのか低いのか、その間の関連も含めて課税最低限だけの点で見ても、私は所得水準というものが、実質所得水準というものが高いか低いかという事は言えないと思つてございませぬ、そういう点ではどのようなお考えを持っていられるのか、以上三点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(大倉真隆君) まず第一点の、五十二年の御審議願つております政府案の、いわゆる夫婦二人のサラリーマンの場合の課税最低限の引き上げ率、これは昨年五十一年度の所得税の百八十三万円に對しまして、政府案で二百一

万五千円で一〇・一%の引き上げでございますので、年度間平均上昇率の八・四に比べてもこれを上回る、年度間上昇率の七・七よりはむしろ上回るという数字になるわけでございます。それは税制調査会の答申では、今回の提案の趣旨は、先ほど大臣が提案理由で申し上げましたように、中小所得者の負担を軽減するという事を考へて案

をつくらうではないか、案をつくる場合の一つのめどとして、五十一年分の課税最低限と、五十二年分の課税最低限が予想される物価上昇のもとで実質的にはほぼ同じ水準になるという事を目安にしようではないかと考へてございませぬ。したがうしまして、きつち八・四ということにいたしますためには、いわば三万円引かなくて、二万五千円とか二万七千円とかという引き上げでいいわけでございますけれども、それを税制としてはいわゆる各控除三万円の引き上げで、結果として一〇・一%の引き上げ、それが結果として予想される七・七なり八・四を上回っているという姿がいいではないかという御論議であつたわけでございます。

第二の御質問の点は、昨年所得税減税を見送つておる、したがって昨年中の物価上昇も今回の改正でカバーすべきではないかという御趣旨だと承りましたが、これにつきましましては、いわゆる物価調整減税というものを毎年必ずやるべきかどうかという点でございます。これは政府の税制調査会で非常に慎重に御検討いただいたわけでございますけれども、結論といたしましては、物価調整減税というものは、やはり実質的な負担の水準と、過去における減税の経緯というものを踏まえて考へるべきであつて、第三の点でお答えいたしますような、いまの実質的な負担水準から見れば、日本の場合毎年必ず物価調整減税を行うべきものと考へる必然性はないかというのが、いまの税制調査会の御議論の結論でございます。

その場合にひとついふばサイドチェックとして御議論になりました数字がございませぬ。お手元にいまお持ちかどうかが、先般資料としてお配りいたしました部長報告の五十六ページにその数字が出ておりますが、一体物価調整というものはある期間をとつた場合に、各国ともきつちやつておるのだからかというところ、国際比較をやつてみようということになりまして、日本の場合に十年間とりますと、四十年と五十年の対比で国際的に比べておりますが、日本の課税最低限は、四十年は四十七

万四千円であつた、五十年分は百八十三万円であつた、そうすると名目では三・八六倍になつておる。この間のCPIの上昇が二・二四八でございませぬので、これでデフレイトいたしますと、実質引き上げ率というものは一・七二倍になつておる。つまりこの十年間に物価調整という以上の実質軽減がかなり行われておると考へていふのはなかるうか。

ところが、ほかの国の場合には、アメリカは景気対策のためのかなりの減税をいたしましたんですが、それでもなおかつこの十年間に、いま私の申し上げた後の方の実質引き上げ率という換算をいたしますと一・一三倍なんだ、アメリカはやっぱり実質物価調整以上にちよつと軽減になつておるようである。ところがイギリスはその数字が〇・八二である。逆に言えば物価調整すらこの十年間フランスも〇・九二であるというふうな数字が出てまいりまして、やはり考へ方としてある期間を通じた場合に、名目所得で負担していただく超過累進課税だから、物価調整的な角度というものを考へていられる方がいふのであろうけれども、しかし、やはりそれぞれ別の國で財政事情なり、ほかの税の負担との絡みなりいろいろあつて、十年という期間をとつてみても、必ずしも完全に物価調整をしようといふことでもないやうです。そうであるとするれば、日本の場合に一・七二、実質一・七二倍という経緯を踏まえてみれば、やはり毎年毎年物価調整減税をやるといふ必然性はないかという御議論にこの資料がつかつておるという事を申し上げてみたいと思ひます。

それから、実質負担の問題でございますが、課税最低限は福岡委員がおっしゃいますやうに、またよく言われますやうに、先進國のいづれの國よりも高くなつておる。もう一つの見方は同じ五十六ページにございませぬが、課税最低限というものが、一体平均的な所得に對してどれくらいの水準にあるだろうか、この水準が高ければ高いほど全体としてその國の所得税負担は安い。いわば平均に

比べて一番平均に近いところから負担してもらつておるといふことになりませぬから、それだけ全体の負担がより總体的に高いところにもつてまいりませぬ。非常な低額所得者の方には十分な配慮がなされておることになるのだと思ひますけれども、その比率の国際比較で見ましても、日本の課税最低限というものは平均所得に對して、ここにございませぬ五カ國の中では一番高いところに置いておる。

それから、全体の累進率でございますが、これはなかなか口で申し上げるとわかりにくいのでございませぬけれども、同じ資料の五十八ページにカーブになつて出ております。この左側の五十八ページの方の実効税率の比較をこらういただきますと、イギリスのようが一番下から一番上まで非常に所得税の高い國もございませぬけれども、アメリカ、ドイツと比べてみますと、日本はごらんのように途中でクロスしてございませぬ、中小所得者に対する負担はアメリカよりもドイツよりも低い、しかし、ある点を過ぎると逆にアメリカよりもドイツよりも高い水準を負担していただく、やはり日本の累進率というものは、アメリカ、ドイツに比べるとかなりきついのだという判断もなされております。

以上、お手元にございませぬ資料を借用しながら申し上げましたが、やはり税制調査会としての御判断としては、主要國に比べて日本の所得税負担というものはむしろ一番安い方ではないだろうかという御判断に立つておられると思ひます。

○福岡知事 いまの御説明にもありましたが、課税最低限は比較的高いということ、それからこの表でいいますと二千万円、二千万何百万、三千万何百万の所得のところから累進税率が急に高くなつておる、こういうふうに理解しますが、そのことはやはり私はこれ関連があるんじゃないのか。課税最低限が高いということは比較的低いから、それ以下の人が、いわゆる税金を納めず、所得税を支払わなくても済む人が多いということ、三千数百万人の勤勞者の中で、言うならばか

なりの層が支払う必要がない。ところが、一方に  
おいては諸外国よりも累進カーブがきついている  
ことは、したがって、その課税最低限に達しない  
人の部分をカバーをするというふうなことが、思  
想としてそういうことがあったかどうか私知りま  
せんけれども、結果としてそういうことが言えるの  
じゃないかと思うわけですが、その議論のよ  
しあしを私しておるわけじゃなくて、たとえば税  
調でも概して日本の累進度は高いと、こういうふ  
うな認識があるようでございますが、しからば、  
それは今後望ましいものとして維持していくの  
か、あるいは是正を必要という考え方がそこにあ  
るのか。たとえば、今回上積み三千億円の具体  
的な減税方式をめぐっても、税額控除方式とい  
うシステムでいこうと大体まあ話が詰まりそうで  
けれども、アメリカはそれをやっているというこ  
とでございますが、累進税率が特にこういふふ  
に高いという場合は、そういう方式は少しやり  
にくいのだというふうな議論が税調ではあったや  
に伺っているんですけれども、この後で申した点と、  
それからこれからの累進度合いというものの見直  
しというものについてどう考えておられるのか。  
二点について。

○政府委員(大倉真陸君) ただいまごらんいた  
いておきますカーブでございますが、これはい  
わばこういうカーブにしようというふうな決めて  
かかってございまして、多分の改正が積み重な  
って現在こうなっております。ところで、課税最  
低限がある程度高いときには、必然的にこのカー  
ブが高くなるかということ、私は必ずしもそう  
は考えておりません。やはり、それは全体の税  
体系の中で、所得税にどれくらいウエイトを  
期待しておるかということも関連してございま  
す。たとえば、フランスは課税最  
低限が日本より若干低うございすけれども、  
カーブのスタートの地点はそう違わない。しか  
し、累進のカーブは日本よりかなりゆるやかで、  
ごらんのとおりでございます。これはやはり御承  
知の付加価値税というところに大きくウエイトを  
かけ

ておるからで、所得税にそんなに大きなウエ  
イトをかける必要はないかと思つて、この累進  
のカーブがどのくらい理想的かというこ  
とは、実はこのカーブと横軸との間の角度につ  
いては決め手はないんだと思つて、それは税系  
の中で所得税にどのくらいウエイトを期待す  
るかということの方から出てまいるのでなかろ  
うか。

ただ、問題は累進のカーブの中で特殊なところ  
にふくらみがあったり、へこみがあったりとい  
うことはなるべく避けた方がいいということは私  
個人的には考えます。しかし、ここで将来の姿と  
して、これは所得税について累進度をより一層高  
めたらどうかという御議論があることは十分承  
知いたしております。しかし、逆にまたいまでも相  
当高いんだからという御議論もあるわけございま  
す。これは率直に申し上げてやはり国会なり政治  
が最終的にはお決めになる問題ではないかと考  
えます。ただ、私も意見として申し上げますと  
きは、先ほど申し上げたように累進度がかなり  
きついている前提を置くと、高所得者だけい  
ま以上の負担を求めるといふような御提案には  
なかなか賛成できない、ということが一つござい  
ます。

もう一つは、今回の政府案のように税率のプ  
ラケットを物価調整をいたしませんで、諸控除  
の額だけある程度の引き上げをいたしますと、結  
果としてこの累進度はだんだんきつくなってま  
いります。そのことだけで、それを税額控除に切  
りかえますと一層きつくなってまいります。した  
が、その問題についてはやはり税額控除に全  
面的に切りかえるということは、それによつて  
まこの累進度がどれくらい急角度のものになる  
かということをおぼろげに御吟味願いたい。した  
が、パーマネットなシステムとして税額控除  
を取り入れることは相当慎重な検討が必要では  
ないかということが、今回の年度答申にも書かれ  
ております。その年度答申では一年限りの措置とし

てならともかくも、パーマネットに税額控除を取  
り入れるかどうかということについては、相当慎  
重な方向づけが必要だということがいわれてお  
ります。

それはあえて付言いたしますと、累進度が高  
まるといふこと自身は、一見非常に高所得者の負  
担がいまよりふえるだけのように受け取られがち  
なんでしょうが、このカーブが根元から角度  
を高くしてまいるといふことは、この真ん中より  
下のところ、三百萬一五百萬のところ収入がふ  
えたときの税負担のふえ方、額のスピードがい  
ま以上に強くなるという問題でございますから、決  
して高所得者の負担問題だけではないんだとい  
うことでございます。三百萬、四百萬、五百萬、  
ちょうど逆の見地からいえば、子供も大きくな  
った、教育費もかかる、大変なんだといわれてお  
るところの累進度がきつくなってまいりますから、  
その問題を含めましてやはり相当全般的な御検討  
をいたしたい。今回の先ほど大臣がお触れにな  
りました与野党合意の問題は、これは一年限り  
という合意でございます。恒久的な制度としては、  
やはり相当な吟味がなほ必要ではなからうかと、  
そのように私としては考えております。

○福間知之君 ただいまの説明の中で、後段で、そ  
のパーマネットなシステムとして、制度として税  
額控除方式採用ということ、現行の税体系から  
して慎重にならんといかぬという、これは私も全  
く同感でございます。主税局長としては今後そ  
ういふこと吟味されますか。当然それを吟味され  
るとなれば、いまのこの累進度合いを含めたや  
はりカーブの手直しも考慮しながらやらなきゃ  
ならぬということになると思つておられます。し  
かし、じゃまた来年度もある種の政治的な状況の  
中、今年度のように似通った形が出れば、これは  
私は不幸だと思つておられます。そういう方は  
やっぱり行政府と国会とが毎年そういうふうな  
さかきをやっているということになりますんで、  
余り好ましくないんで、当初からそれは政府原案

に組み込まれるなら一番望ましいんですけれど  
も、だからやっぱり事前に検討するといつても、  
かなり早目にこういうことは考えなきゃだるもの  
じゃないと思つておられますが、どういふお考えで  
すか、それは。

○政府委員(大倉真陸君) これは今回の与野党合  
意ということと離れまして、税額控除にしたらど  
うだという御意見がかねてからございまして、具  
体的な法案としてもう出たわけでございますが、  
一度、したがって、税制調査会に私どもの方から  
今回のような事態を全く予想しない段階で、税額  
控除というものをどう考えたらよろしいかとい  
う問題提起をいたしましたわけでございますが、し  
かも今回さらに一年限りとはいへ、そのような合  
意がなされたわけでございますから、その延長路線  
の上で、税制調査会としても一体将来の方向とし  
てどちらをよりよしと考えるかという御議論を一  
層詰めていたいただきたいということは私考えてお  
ります。

○福間知之君 私は、今回の政府原案は財源も限  
られておることですから、いま御説明の御趣旨と  
いうようなものが一応盛り込まれておるものと、  
こういうふうな理解をいたしました。したがって、  
ただいま幾つか質問をいたしましたけれども、そ  
ういふふうな内容について来年度に向かつて御  
検討をお願いしたいと思います。

時間の制約でございますので租税特別措置の方に  
関しまして触れたいと思つておられますけれども、も  
う端的に申し上げましてこれはもう毎年当委員会  
の一つの重要な議論の対象になっておるんで、  
が、今回の御提案で、具体的には、期限が到  
来たものとかしないものとか、あるいは増税の  
効果があるものとかないものとか、こうあると思  
つておられますけれども、具体的にはどういふ項目が、  
幾つぐらい整理されるということになるんで  
か。

○政府委員(大倉真陸君) ただいまの御質問は項  
目別にどうなつたかということかと思つておられ  
ますが、五十二年度整理の対象といたしました項目は期限

到来分が中心でございますが、いわゆる企業関係の特別措置と申しますのは昨年度の改正後の姿で現在九十六項目ございます。そのうちで期限到来分が二十七、それも期限のないものが二十七、期限があつて今期限が到来しないものが三十九、合計九十三でございます。そのほか本来増収をねらっているものというのが三項目ございます。

それで五十二年度のただいま御審議願っております案によりますと、期限到来二十七のうち二項目を廃止、十八項目を縮減、計二十項目を縮減合理化したいと考えております。それから期限のないもの二十七項目の中では、廃止はございせんが、四項目を縮減したい。それから期限があつてまだ到来しない三十九項目につきましては、五項目を縮減したい。増収効果を持つもののうち、交際費課税一項目につきましてはお課税の強化をいたしたい。したがつて、九十六項目のうち三十項目に手をつけていくという姿でございます。

○福間知之君 税調におきましても、今後の中期的な税収見通し等からして租税特別措置に対する考え方は基本的にやはりこれはままでより大幅に見直さなきゃならない、あるいは税制の公平化という点からいって以上に見直しを積極的に重視するという姿勢のように向うわけでありませう。確かに昨年あるいは、ことしと正が行われてきているわけでございますけれども、特にこの利子・配当所得につきまして、総合課税を行うことが本来は望ましい、だけど一気にやるということとは新たな不公平というものをもたらすとか、あるいは現在それによって利益を得ている人たちに一種の一次的な混乱を与えるとかいふふうな配慮がかなり働いているようなんですが、当局としては、今年度はいま御提案されている五五程度の税率引き上げでございますけれども、今後にわたつてこの利子配当所得についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(大倉真隆君) 終局的な方向として

は、やはり総合課税が実効あるように実施されるということをお考えのべきであるということであると思つては、五十年改正で五年間という、まあこれは約束というわけではございせんが、五年間という一定の期間を設けて税率を設定したものを、期間の途中で引き上げをお願いするということでございますから、それなりに引き上げの幅についても考えなくてはならない。また引き上げ後の制度をいつまで置くかということも、やはり当初設定された五年間の期間中の引き上げということ、当初設定されていた五十五年までというところまでは今回の引き上げ後の姿で安定させる方がよろしいという御答申をいただいております。引き上げの幅につきまして、答申の中にございませうに、やはり個人の金融資産の選択に不測の混乱を与えないようにという金融全体の角度からの吟味もしていただいております。したがつて、将来の姿としましては、今回お願いいたしております法案による適用期限の五十五年末までに、総合課税を実効あらしめるための具体的な検討を一層積極的に進めなくてはならない。これもまた答申の中に盛り込まれております。正直に申し上げまして、金融機関の側も、総合課税の具体的方法をまともに取り上げないままに、税率だけがどんどん上がつていくことはもうそろそろ限界にきている、金融機関としても何か具体的な方式をまともに向き合ふべきではないかという時期にきているという感触を持ち始めておられますので、私も事務当局間で具体的な詰めを引き続き進めたい。なかなかかしこしこれは非常に時間がかかるだろうと思つては、なかなかその考へる期間の中で、これだというような案までいけるかどうか、現在自信はございませぬけれども、しかし方向としては申し上げたような方向で努力を続けたいと、そのように考えております。

○委員(安田隆明君) 暫時休憩いたします。

午後七時一分開会  
○委員(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

午後零時五十六分休憩

○委員(安田隆明君) 休前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○委員(安田隆明君) 休前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○委員(安田隆明君) 休前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○委員(安田隆明君) 休前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

その内訳は利子、配当で千七百五十億円、平年度でございます。それからそれ以外の租税特別措置の整理合理化で三百五十億円、それから交際費課税の強化で二百四十億円でございます。

○委員(安田隆明君) 休前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○委員(安田隆明君) 休前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○委員(安田隆明君) 休前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

い切った支出の面を見直しを含めてカーター財政をいま打ち出そうという意気込みだと聞き及んで見直すと、先ほど大臣も御答弁になりましたけれども、よほど思い切ったからなれないというふうなことは私には思いません。その場合に大きな一つの検討、吟味すべき対象はこの租税特別措置じゃないか。衆議院の予算委員会で大蔵省がいわゆる東京部の新財源計画構想に対する初めての公式の批判を打ち出されたわけですが、しかし私は、その内容をここでとやかく言ういとはございませぬが、だとすれば、東京都が仮に二兆数千億円の財源をそこから捻出することは可能である。しかも、それは不公平税制というものをなくするという意味において、企業から何も余分に取るうという事ではないんだと、こううふうな論拠をもって一応試算されているわけですから、それに対する具体的な反証として試算を一遍やり大蔵省としてもやってみられてはどうだろうか。

特に、収支試算を見ますと、五十三年度で四兆余円の増収を図らなざるを得ない。あるいは五十三年度でも五兆円になんたとする増収を図らなざるを得ない。あるいは五十五年国債をゼロにしようという年においてすら、私の試算では七兆円にのぼるような増収増を一応期待している、こうなっているんですが、これはこういう膨大な金額を、恐らく景気が高度成長に舞い戻って自動的に増収がふえるというのを期待されているわけでもなければ、一体何をもって補おうとされているのか。非常にこの点が、まあ少しきつくないかと、まあ少しきつくないかと、そういう収支試算は、というふうな感じがするわけですが、でも、あえてここで、間接税としての付加価値を考えているではないか、間接税としてみたところ、議論しようとは私は思わない。大蔵大臣と何遍もこの点は言ひ合っているわけですが、大蔵省の試算から見ても、やはりそういうことを考えなざるを得ないという傾

向がそこはかと感じられるし、そうでなければ、租税特別措置を思い切った改革して、どの程度の増収増がこの点から予想されるかというふうなことも出されれば別ですが、そうでなければ、私は、この収支試算というのは、本当に実現性を大きく欠いたものだと、こう断ぜざるを得ないのですよね。それは大蔵省としても、その見識にかかわることですから、恐らくそれは考えてないとおっしゃると思うのですが、しからば、具体的にどの程度の国民に納得性のあるいまの段階で、一応の考え方というか、見通しというふうなもの、やっぱりこれは聞かしていただかなければならないと私は思うのですけれども。

○政府委員(山内宏君) ます、最初に御指摘をいただきました今後の財政の状況に顧みて、税制に關しても根本的な見直しを行う必要があるのではないかと、御指摘をいただきました。私も、御趣旨はまことによく理解できるわけでございます。おっしゃるとおりかと思つております。

それにつきまして、第二番目に御指摘に相なりました。租税特別措置についての整理の心構えと申しますが、取り組み方が一体まだ手ぬるいのではないかと、御指摘であつたかと思つて、その点につきましては、これは時間もございませぬので、余りくどく申し上げるとあれでございますが、何回か当委員会においても御説明申し上げておきますように、租税特別措置の整理縮減につきましては、五十一年度税制改正の際にかなり抜本的な取り組み方を私どもなりにいたしましたつもりでございます。御批判についてはいろいろあるかと思つて、租税特別措置と言われておりますものの中で二つに大きく大別をいたしまして、その一つはいわゆる政策的な目的がなければ、およそそういう措置をとるべきではない。逆に申しますと、そういういわゆる政策的な目的を達成するためのもの、理由が政策的な目的を達成するためのもの、というグループと、それ以外のもので特別措置

の中に入っているものと、こういうふうな二つに大別をいたしました。その中の前者、すなわち政策的な目的を達成するためのもの、これは、御承知をいただいているとおりでございます。それを受けて、五十一年度におきましては、すでに五十一年度において期限の到来するもの、五十一年度におきましては、期限の到来いたしましたものを中心にいたしまして、引き続き整理改廃を行ったわけでございます。

数字の点で申し上げますと、五十一年度におきましては、企業関係だけを取り上げて申し上げますが、五十一年度におきましては、当時九十八本の特別措置がございましたが、その中で整理合理化の対象にいたしましたものが五十九本ございまして、それから五十二年におきましては、今回におきましては同じく九十三本特別措置がございまして、それに対して整理縮減をいたしましたものが二十九本、その中でも期限の到来いたしましたものが大体七割以上整理縮減をいたしましたこととでございます。

そういうふうなことをやっております。これを試みに、一般会計税収と、それからそれに対応いたしました、租税特別措置で減収を来しております金額との割合を比較をいたしてみますと、たとえば四十年にはその割合が五・八%でございまして、つまり、一般会計税収を一〇〇とした場合に、租税特別措置によって失われている税収額を分子に置きますと、その分子の額が五・八%に相当するということになります。その率が五十二年度では、これは予算の数字でございますが、二・四%ということでございます。相対的に租税特別措置の規模が、一般会計税収に比して非常に縮減をしておられるというのが、いま申し上げた数字でも御了解をいただけるかと思つてございまして、もちろん、それによつて私どもは事が終わったというふうな考えをしております。今後も引き続きまして、弾力的に改廃を

進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

その結果、五十二年におきましては、ネット額は、租税特別措置により減収額は、ネットで四百四十億圓というふうに見込んでおります。所得税、法人税を含めましてそういうふうな金額であろうかというふうな考えをしております。

そういうふうなことで、先ほど第三番目に東京部の試算との比較の御指摘をいただいたわけですが、この点につきましては、先ほど御指摘いただきました資料は大蔵省の試算との違いの点をいろいろ指摘申し上げておりましたが、ごく大ざっぱに申し上げますと、企業関係と、それから利子、配当の關係と二つに分けて、まず企業関係につきまして申し上げますならば、一つは、法人所得の合理的計算方式として認められておりました。これは引当金といったような制度を、東京都においては、それまで取り込んで特別措置というふうな考えをしておりますけれども、その点が基本的に考え方として違つて、その第一点でございます。

それから第二点は、やはり所得税と法人税との仕組、調整の問題といたしまして、法人税収と、それに対応いたします配当にかかわる税金との調整の仕組といたしまして認められておりました。たとえば配当控除なり、配当益金不納入、こういった制度につきましても、東京都においては、これがいかにも特別措置であるかのごとき扱いとして金額が算出をされておりましたが、これは私どももいたしましては、そういう意味での政策税制あるいは特別措置ではないというふうな考えを次第でございます。

ない。しかもこれは、一方は平年度ベース、一方は初年度ベース、それからまた一方は予算ベース、一方は決算ベースというふうな違いがございますので、その差はさらにくっついてくるのではなからうかと、もう一度に考える次第でございます。

それから第二番目に、配当の点でございますが、これにつきまして、たとえば東京都の場合、私どもといたしましては、減収が生じないというふうな考えられますところの一般の源泉徴収税率適用分について、減収が生じておるといふふうな計算の仕方も入っておりますし、あるいは逆に、いわゆる源泉分離選択税率によりまして、つきまして、私どもは減収を計算をいたしておりますが、東京都は減収を計算していないというふうな違いがございます。

以上のようなことで、細かく申し上げますと、まだなお不足かと存じますけれども、一応東京都との違いというのは明らかいたしましたおつもりでございます。

以上細かく申し上げましたけれども、まあ結局、東京都のような考え方に立ちましても、いわゆる政策税制として次第に整理をいたしまして、金額としてはさほど大きなものにはなり得ないというのを申し上げたわけでございます。したがって、私どもといたしましては、租税特別措置はもろもろ最初申しましたように、精神的に整理改廃を進めてまいらなければならぬというふうな考えの次第でありますけれども、しかしながら、それを極度に推し進めてまいりまして、なお金額といたしましては、先ほど御指摘の収支試算における、恐らく不足するであろうと思われる規模に比べますと、かなりけたがらう形にならざるを得ないというふうな考えの次第でございます。

今後におきましては、その金額の点はともかくといたしまして、いよいよ窮迫をいたします財政に對応いたしまして、御指摘のとおり、その制度の公正をさらに一層確保するという観点から、これは租税特別措置の整理改廃は一層続けてまいら

なければならぬと思っておりますけれども、それだけでそのもととは解決するわけではない。したがって、別途やはり御指摘のような財政取支試算の見通しをもとにいたしまして、何らかの形で、何らかの時期に、ある程度の規模の増税をお願いをいたさざるを得ない時期が来るのではなからうかと、もう一度に考えるわけでございます。

○福間知之君 御答弁が長くて時間がなくなっちゃいます。

大臣に最後にお聞きしたいんですが、いまお話の終わりで今後考えなきゃいけないと、こういう趣旨の御発言がありましたけれども、私は東京都の研究會のそれが一つのきっかけになって、やはり昨年来、国会でもこの問題が何回となく繰り返されて議論の対象になっておるわけです。確かにいまおっしゃったように、政策税制としてある時期に、この特別措置がわが国経済、あるいは産業に有意義な結果をもたらしたということをおすべからず否定する気持ちはないんです。その高度成長時代の条件はもう一変をしたということに立って、しかも財政状態はこういう状態なんですから、こちらで考え直さなければ、これは国内問題であると同時に、国際的にもやはり不公正競争というものを免れ得ないという部分を持つておるんですよ。

だから私は、租税特別措置を含む法人税制全般についても時間があれば今後少し議論をしてみたいんですけれども、問題が少しあるんじゃないか。先ほどのお話のように、たとえば受取配当金の損益不算入問題にしても、これは法人税制の性格をめぐってどう考えるかということによって変わってくると思っております。御承知のとおりでございます。そういうことはやっぱりこの時期に一度議論を本格的にして、税制調査会は税制調査會、国会は国会で一遍して、かなり思い切った手直しというものを考えなきゃいかぬ。で、わが党の方は、すでに衆議院でも法人税制の一部改正案について問題提起をいたしております。これを一々お聞きするいとまがございませんが、本會議

でも少しく触れたところですけれども、その中でも、特に租税特別措置は税調だけの審議ではなくて、何か別個のあれを設置する考えはないかというのを大蔵大臣に私はお聞きしたんですが、あのときは御答弁なかつたんです。これはなかなかむずかしいんだとおっしゃると思うんですけれども、事は急を要して、税調を待つて、もう年末にまでかからないと来年度の改正案が出てこないんですよ。それじゃ、やっぱりいけないんであつて、別個の措置を委員会でもつくつてやるべきではないかというふうに私は考えるんですが、今後の大臣の財政、税制問題についての御所見をもう一度含めてお聞かせ願いたいと思っております。

○國務大臣(坊秀男君) 御指摘のとおり、五十五年までに赤字財政から脱却する、そのためにはとうてい自然増収では、もう高度成長じゃありませんから、それはとても期待することはできません。その意味におきましては、どうしても何らかのときに何らかの形で、それも余り遠くないときに、これは増収を図る措置を講じなければならぬ、かように思いますが、そのとき、これはあえて租税特別措置ということではなしに、税制全般についてこれは検討をやらなければならぬ。直接税、間接税、資産所得、資産税といったようなすべてについてこれを検討して、そうしてそのときに適応するところの租税体系というものを打ち立てなければ、とてもよくまいと私は考えますが、そういうふうなごときのために何か別個の、税制調査會以外の何らかの機構をつくつたらどうか、こういう御意見のように……。

○福間知之君 いや、それは違います。租税特別措置……。

○國務大臣(坊秀男君) そうではないですか。租税特別措置だけの、租税特別措置についての別個の機構をつくつたらいいじゃないかと、こういうこと、国会の内か外かにそういうふうなものをつくつたらどうかと、こういうことでございますが、とにもかくにも最後の御決定というものは、

これはもう國民を代表する国会の皆様方に審議をしていただく、そうでなければこれは成り立つものじゃないから、ただそこに至るまでの段階におきまして、税制調査會が去年の半ばごろから今日まで非常に精神的に熱心に勉強してくれております。そういうふうなことから考えまして、結局は国会の御審議に願わなければなりません、それに至るまでの間に別個のものをつくるというふうなことは、今日私は考えておりません。

○福間知之君 残念ですが、時間がありません。

○鈴木一弘君 最初に税金……。いまの大臣の御答弁を聞いてわかつておることでありますけれども、五十二年、五十四年、五十五年というふうにも、赤字財政解消のために増税をしていくだろうとわれわれは予想しております。で、今回所得税については各種控除、人的控除の引き上げがあったわけでありまして、直接税と間接税率の比率を見ていくと、だんだんだんだん直税の方のパーセンテージが多くなってきて、間接税のパーセンテージが少なくなってきて、税それ自体から言えば、税金の持つておる二面性は、学者の説によれば、公平の原則と中立の原則だと、こういうわけでありまして、しかし、増税ということになれば、いままより再配分をするために税をうんと取らなければならぬ。累進税率をどうしても掛けるようになるでしょう、増税中心となれば、そうならば、これは不公平は、確かに正は相当強いくらいと思っております。逆にいわゆる中立というふうな、税そのものが働かなければならぬ。納税者に対して超過負担をかけて、中立というものを侵すというふうな、もともと持つていなければならぬ原則までも踏みにじられるというふうなふうになるんじゃないか。能力に依らないで課税されれば、最後には納税意欲なくしてしまいますから、そういう点で、これからの租税を強化していく、その方向をとるときには公平の方が優先していくのか、中立の方が優先していくのか、この点ひとつまずお考えを、原論みたいなものがございますが、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(山内宏君) ちよつとすみませんが、中立とおっしゃいましたか、一方は公平ですね。中立とおっしゃるのには、要するに平均課税式なことを頭に入れてやたらどうかと。均等、平均課税的に、比例税的なことをおっしゃっているのですか。

○鈴木一弘君 そうではなくて、課税というのは、できるだけ民間部門の経済的な効率を損なうてはいけないということ、だから納税意欲をなくするようなことをやると、ますますなるわけですね、そういう点と、いま言った公平を保つということになれば、累進税率をとらなければならぬでしょう、そういう点とどっちの方に重点を置いて租税強化に走っていくのか。

○政府委員(山内宏君) ちよつといまここでにお答えするには非常にむずかしい御質問でございます。いまおっしゃいますように、一方、公平の要請に十分こたえながら他方経済の効率化ということにいかにかうまくマッチをする税制を組んでまいるかというのが当面の、抽象的に申せば一番大事なところじゃないかと思ひます。それを一具体的にどういうふうにか考えていくのかという御質問であらうかと思ひますが、この点につきましては、基本的にはやはり所得課税でございますとこの所得税あるいは法人税、そういうものが基本的にその租税体系の中心にあるというわが国の従来の税体系、これが必ずしも私どもはそう悪い形のものではないというふうにか考えております。

ただ、たゞいま御指摘のように、非常に直接税が強い勢いで伸びてまいりまして、その直間の比率から申しますならば、現在のところはかなり諸外国に比べてみましても、直接税のウェイトが高い方の租税制度をとっている国に目下なっております。そのこと自身もちろんプラスもあればマイナスもあること、自身も考えられませうけれども、私どももいたしましては、決して悪い方向にだけ進んでまいりたという認識は持っておりません。ただ、従来から税制調査会でもいろいろ問題

になりましては、余り急激な形でいずれか一方に急速にシフトをしていくという際に、それに伴っているいろいろな摩擦的現象が起こるのではないかと、そういう辺のところが問題意識として議論されてきたことはございます。私どももいたしましては、やはりその結果として出てまいりました直間比率がどうかということよりも、やはり基本的に先ほど御指摘のような形で考えました上でのその税体系を組み立てて、その結果がどういふ形の直間比率になってきておるかということでのその判断をしてまいりたいと思ひますが、いま直ちにしからば今後どういふかっこうになっていくのか、特にその財政収支試算に示すような、今後数年間の間に具体的にどういふ形のもので埋めていくのかというものは、むしろこれから税制調査会にもお願いをし、かつその結果をもつてまた国会の御判断もいただくというふうにか考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 この問題はまた十分検討していただいた上で、また再度御答弁をいただくようにいたします。

最初に、無記名預金、架空名義預金あるいは郵便貯金、こういうことについては、これは国税庁来ておりますか。税務当局としては実態をつかみにくいというところはわかりますけれども、それだけに脱税に利用される。制度そのものに問題があるんじゃないかというふうにか考えておられますか。その制度自体をどういふふうにか考えておられますか。また総括的に聞いておきます。

○政府委員(谷口昇君) ただいまの御質問の点でございますけれども、御承知のとおり、国税庁といたしましては、郵便貯金の調査につきましては、納税者の調査との関係でどうも金融機関の調査をしなければならぬと、そういう場合に郵便局の調査をいたしておるわけでありまして、いまお話しのように、郵便貯金のいろいろな問題につきまして、私どもはそういう税務調査を通じていろいろなることを承知しておると、こういう状況でございます。

○鈴木一弘君 最近特にわれわれ聞くんですけれども、中小企業の経営者の方から、税務署の調査があつて、取引先の銀行からお得意さんまで調べられると、そういうことで困った、困ったという話をよく聞くわけでございますけれども、これは調査をされる側の了解を得ないでそういう取引先の銀行だとかお得意さんの調査、これはどの程度まで一体税務当局としてはできるんですか。

○政府委員(谷口昇君) ただいまの御質問の反面調査の問題でございますが、所得税法の、御承知のとおり、二百三十四条第一項第三号、法人税法でいいますと百五十四条第一項第三号、そこに質問検査権の規定がございます。その質問検査権に基づいて行ふものでありまして、法律上は納税者に了解を求める必要はないと、このようなことになっております。したがって、納税者の了解を得ないで、取引先や金融機関の調査をすることが職権乱用であるというふうなことはつながらないのじゃないかと、こんなふうにか考えております。

○鈴木一弘君 大きいところならいんですがね。小さいところはそれで仕事がばたきなんといふことになりかねないところが出てくるわけですね。そういう点の配慮はしてないんですか。

○政府委員(谷口昇君) 私どもは、実は税務調査に当たりましては、この反面調査については先ほどのような形になります。一般的な税務調査は、御承知のとおり、いわゆる脱税犯などに対しては調査によりまして強制調査とは異なりまして、あくまでも納税者の了解を得て行ふものである。しかも円滑に調査が行われるように配慮をいたしまして、事前通知の励行に努めるなどの施策を講じております。ただ、悪質者に対する特別調査事案だとか、あるいは調査に対する忌避とか妨害が予想される事案等に対しましては、的確な所得を把握し、公平な課税を確保するという目的から、例外的に事前通知をしないというところはございますが、また、一般の税務調査は、納税者の了解を得て行ふものである、このように申し上げましたが、

ただ納税者の方から理由もなく調査に応じないと、こういうようなことになりまして、私どもとしては大変困つた状態になりますので、これは御承知のとおり法律上は調査忌避犯というふうな形にもなりかねません。そこで、そういうことにならないように、調査を拒む納税者に対しては、調査を受けていただくように説明をして円滑な調査を行ふように努めておる、このように考えております。

○鈴木一弘君 私は、きょうは郵便貯金のこととちよつと掘つていきたいんですけれども、三百万円があれは限度でしたよね。それを越えた郵便貯金の額について、昭和四十七年が百八十五億、四十八年が百六十二億、これは合っているかどうかわかりませんが、四十九年が百五十六億、五十年に五十年度には三百五十六億円というふうになっているんですけれども、これについてどういふふうに調査をなさっておりますか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(谷口昇君) 国税庁といたしましては、先ほど申しましたように、郵便貯金の調査につきましては、直接的にその郵便貯金の限度超過の実態調査というものはいたしておりません。しかしながら、郵政当局が預け入れ限度調査について厳重にチェックを行つておるといふことは承知いたしておりますので、その成果に期待をしておるといふ姿勢でございます。

なお、税務調査の際に、先ほど申しましたが、限度超過の郵便貯金を発見し、それが故意または重大な過失によるものであるときには、その利子は他の所得と総合いたしましたして課税をしておると、こういうことになっております。

○鈴木一弘君 いまそういう話なんですけれどもね。三百万円をたど超えていようとして三百万円を越えてもわからないわけですね。隣の郵便局へ入れればわからないということがあります。税務署へ申告する必要もない、一方

のマル優のように、きちつとした申請書で判を  
押すようなこともない、というふうなことです。か  
ら、国民は安心して郵便局へ入れています。す  
も、反面では資産家が税金逃れに比べて最適  
所というふうに見えるのも事実じゃないか。いま  
までの郵便貯金の脱税件数と金額をこの五年間  
についてどういうふうに掌握しておいたか、言っ  
ていただけませんか。

○政府委員(谷口昇君) だいたいの御質問の計数  
については掌握をいたしておりました。

○鈴木一弘君 しかし、掌握してないというこ  
とでありますけれども、普通ですと郵便貯金とい  
うとすぐ零細な庶民というふうなあれ受けるわけ  
です。ところが九百万円一遍に引き出して自殺  
をしたなどというのもあり、あるいは税務署  
の手が入らない郵便貯金だという声が世間にはあ  
る。日本の人口の倍以上の二億四千万人口、貯金  
の残高が三十兆円、昨年一年間で五兆八千億円の  
増加ということから考えると、何かそういう声の  
的を外れたんではないんじゃないかというふう  
もわれわれは受け取らざるを得ないわけなん  
です。その点についてはどう思っていますか。

○政府委員(谷口昇君) 先ほども申し上げました  
ように、私どもは実はこの郵便局の調査につきま  
しては、ある納税者の調査との関連で調査をしま  
して、その結果、その納税者につきまして郵便局  
に郵便貯金が限度以上にあるという場合に、そう  
いう例にぶつかるとももちろんあるわけであり  
ますが、しかしながら、全体としてどの程度にそ  
ういうものがあるかということについては、私ど  
もとしてはそれはあくまでも郵政当局が基本的  
にそういう問題について対処すべきであるし、か  
つ対処するという姿勢をとっておりますので、私  
どもはその成果を期待して見ておる、という  
状況でございます。

○鈴木一弘君 銀行の場合はいわゆるマル優につ  
いては名寄せをやります。郵便局の方は、  
いまの話だと郵政当局を信頼してということ  
けれども、名寄せをやっているんですか。そうい

う実態はどう伺っていますか。

○政府委員(谷口昇君) 郵政省では名寄せをして  
いるというふう聞いております。

○鈴木一弘君 これはその結果について資料の要  
求をしたり、その資料の提供を受けたことありま  
すか。

○政府委員(谷口昇君) 私どもはございません。  
○鈴木一弘君 じゃ、資料の要求をしないとすれ  
ばどういうわけでもないのですか。

○政府委員(谷口昇君) 先ほど来申し上げてお  
りますように、私どもは基本的には郵便貯金その  
ものに、いろんな実態について私どもが掌握をす  
るという事は、郵政省そのものがその仕事でござ  
いますので、私どもはその郵便貯金が脱税の道具  
に使われておる事実につづつかれば、それはその  
ことについて処理をいたしますけれども、全  
体的な実態把握ということについては、まず郵政  
省の姿勢を見ておるというのが現状でございます。

○鈴木一弘君 これは大臣ですね、三十兆円の貯  
金があるということになると、銀行としたり世界  
最大であるというふうな感じしますね。しかも  
国営ですよ、これは。それがいま国税当局は郵政  
省を信頼していると、こうははっきり言われていま  
すけれども、名寄せはやっていないと言われま  
す。勧誘に来る人は、こちらの、うちの郵便局  
はいっぱいになりましたから隣へ預けてください  
と、こういうふうな言われかけです。隣で三百万円  
入れてまた次へいけばいいわけですか。細かい範囲  
にやるわけですか。やっていると聞かれます。そ  
ういったような勧誘が行われたり、利殖の早道、  
決定版ですか、定期貯金なんて書いてある。郵便  
局が利殖をやるということも銀行みないな感  
じですね、これは。そういう点から見ても、それ  
ほどの貯金量を持つている、資金量を持している  
ところに対して、何ら手を入れもしなければ、た  
だ信頼をされているだけという疑うというわけ  
じゃありませんけれども、そういう声が多にあり

るわけですか。ほんのわずかの間に十兆円も貯金が  
ふえていることは御存じのとおりです。そういう  
点から、信用しないわけじゃないけれども、何か  
まゆ毛につばをつけたくなるような感じがする。この点につ  
いてはどういう姿勢で臨むつもりでございませ  
か。——これは大臣から伺いたい。

○政府委員(山内宏君) ちょっと……。税務当局  
の方で事務的に郵政と接触をいたしております。簡  
単な実情を報告いたしますと、問題点は二つござ  
いまして、一つは、名義が正当な名義になってお  
るのかどうかという点と、それからもう一つは、  
先ほど御指摘の名寄せが十分に行われて三百万  
の限度が守られておるかという点と二つある  
かと思っております。前者につきましては、これは郵政  
省とのいろいろ改善の方策を検討いたしました結  
果、郵政省におきまして、現在銀行協会がマル優  
について行っておりますのはほぼ等しい形での本  
人確認の手法を講ずるといふことで、かなり詳細  
な通達を各郵便局に流しておるといふふうに承知  
をしております。それから名寄せにつきましても、  
これは一定金額以上につきまして名寄せを励行  
いたしております。その点につきましては先ほど  
御指摘の、たとえば五十年三百万五十六万円制限  
超過という数字が出てまいりましたのも、その名  
寄せの結果出てまいりました数字でございますので、  
その三百五十六万円そのものが正確無比の名寄せ  
の結果かどうかという点につきましては、これは  
どうも私どもの方でさらに郵政省の中へ入って  
いってその監査を行われたいと思っております。  
で、そこら辺のところは、国税庁も申しております  
ように、ある程度信頼をせざるを得ないわけ  
でございますけれども、いろいろなケースに  
ございまして、その都度事務当局においてその間の打ち合  
わせはやっておることをあらかじめと御報  
告させていただきます。

○國務大臣(坊秀男君) 事務的にはいま政府委員  
から申し上げたとおりでございますが、私どもと  
いたしまして、同じ政府の人間が郵政省に對し  
まして、人を見たらどうぼうと思えというふうな、

そういうような気持ちにはこれはなかなか  
ないし、またそうではないというふうには私は信  
じておりますが、しかしながら、三十兆の預金を持  
つて、しかも三百万円というものが、これがマル優  
というふうなことから考えてみまして、これはど  
うしても実際どうなっておるかということ  
これ追及して調べなければならぬんですが、し  
かし、大蔵省がこれは先立ちになってさようなこ  
とをやるといふことも、これは穏やかではござ  
いませぬ。しかし、事実は大変大きなことござ  
いませぬから、なお一層郵政当局と事務的、政治  
的にも話をいたしまして、そうしてできるだけ本  
の姿というものをまずつかんで、そして善処し  
まいりたい、かように考えております。

○鈴木一弘君 財投の資金源であるということ  
で、甘くなつていたんじゃないか話になりませぬ  
で、そういう点はないかと思っております。  
それから大蔵省では、預金、貯金の全体を通じ  
て総合と源泉との選択制度を五十五年までの五年  
間のうちに総合課税に移る用意がどこまででき  
るか検討しているという話ですね。ずいぶんと検討  
の期間が長いような感じなんですけれども、実施  
の具体的方法はどう考えておりますか。

○政府委員(山内宏君) 御指摘のように大変むず  
かしい問題だと心得ます。しかしながら、源泉分  
離課税制度も三五%ということになってまいりま  
すと、あとこれから先その率を上げれば上げた方  
がいいとばかりも、どうもなかなか言えない状態  
になってまいってきておることは御承知のとおり  
でございます。そこで、今後何らかの形でさらに  
総合課税に近づいていくためには、現在のところな  
かなか不十分でありますところの何らかの課税を  
公平にするための手だてを講じなければならぬと  
いうふうな考えておる次第でございます。

その方策をいたしました。たとえばかなりの金  
額を要しても、何らかの形で税の執行体制の整備  
を図るべきであるというふうな御意見とか、ある  
いは無記名預金をやめるとか、あるいは大口預金



税意欲に燃えるから青色決算で細かいことまで書いてやるわけでしょう。それがたった十万一十万でもないよりいいですけども、もういいかげんにこれは倍くらいにしたいじゃないかという感じがするんですけども、この二点お願いします。

○政府委員(山内宏君) 前者の点でございますが、この問題につきましては、共働きの家庭対一般の共働ぎでない家庭とのバランスの問題も一方ございまして、他方、内職の形で、いわゆる給与所得にあらざる内職の形の人のとのバランスの問題もございまして、したがって、いま直ちにこの問題についていかように計らうかというのには非常にもむずかしい問題でございますが、少なくとも私どもといたしましては、やはりある程度その奥さんも所得があるという場合には、いずれかの段階で配偶者控除を切らざるを得ないわけでございますので、その切る場所について七十万がいいのか、それがある時期において動かなければいかぬのかという問題に帰着をしようかと思っております。そういう趣旨でこれは今後、一方、財政の許す範囲というところを見ながら、他方、所得税制をどのよう合理化をしていくかということも相関連を以て、今後勉強させていただきたいと思っております。

なお、その青色申告控除の十万円につきましては、これは確かにおっしゃるように、かなり長い期間十万円に据え置いておるわけでございますけれども、これは他方、それ以後にいわゆるみなし法人課税という別の青色申告を助長する制度ができておりますので、この両者を相並べて考えていただきますと、必ずしも同じものをいつまでもやっておるといふことにもならないのではないかと、いろいろに考える次第でございます。

○鈴木一弘君 時間がなから、もうここできょうは留保しておきますけれども、質問は、ちょっとその青色の、すれ違い答弁です。で、夫婦の共働きの者も、七十万は別として、たとえば子供さん十五歳以下のある場合には、イギリスは九分の

七引いていますよと、そういうようなもの考え方はないんですかと、こういうことについてです。これは答弁も留保して結構でございますから、これで私はきょうは質問は終わりますけれども、改めて御答弁をいただきますから。

○渡辺武君 私、最初に連結財務諸表による決算と税務の問題という点の一つ伺いたいと思っております。

この四月一日から始まる年度で、いよいよ連結財務諸表による決算が行われるということになるわけですが、最近新聞など見ておきますと、この連結財務諸表をつくるということが一つのきつかけになりまして、たとえば盛んに新聞に書き立てられているのは日立金属の子会社だった日本フェライト、あれが従来日立が三六%ぐらいの持ち株を持って、これを一〇%程度に落とす状態に落ち込んでおるといふような例も出ております。東芝が西芝電機ですか、あれの持ち株を四〇%以下に下げるとか等々、いろいろな問題が起きていると思っております。これはやはり中小企業にとつて大きな打撃になってきているんじゃないかと、特にそこに働いている労働者にとつては大変不安だろと思うんですが、こういうような事例、把握していらっしゃるかどうかが、対策としてどういうことを考えていらっしゃるか、それを伺いたい。

○政府委員(安井誠君) いま先生お示しのよう、連結財務諸表制度がことしの四月一日以降開始する事業年度から適用されることになるわけでございます。実際には連結財務諸表が出てまいりますのは、来年の一番早くて三月期決算からになります。先生に申し上げるまでもないのかもしれませんが、連結財務諸表制度というの、一つの企業集団としての損益を明確にしようとして、つまり親会社だけを見ておきますと、たとえば子会社に対して押し込み販売と申しますか、親会社が思いのままになる子会社がございます。そこに売り上げを立てまして、その子会社

のところでは滞留しておるわけでありませうけれども、親会社の段階では売り上げになる。で、親会社の財務諸表だけ見ておきますと、実は赤字であったのが、子会社までひっくりかえって見ますと、赤字であったというふうなことで、かつてそれを利用してました粉飾決算というものが行われて、投資者も非常に迷惑を受けたわけでありませう。そのために、この連結財務諸表、何年か議論を企業会計審議会等ですべていただきまして、親会社と子会社をひっくりかえしたところ、一つの企業成績を見ていこうと、この方が企業の実態を見ていくには非常に妥当である、国際的にもそういう慣行がだんだんできておるわけでございます。したがって、私もこの連結財務諸表制度が進んでいくことが一番望ましいと思っております。

いま先生お示しのように、幾つかのケースを新聞紙等で拝見してはいるわけでありませう。たとえば具体的にいま先生のお示しになりました日立金属の子会社でございます日本フェライトという会社でございますが、これ資本金約四億七千万ばかりの会社でございます。で、実は連結財務諸表制度をつくり出すときに、一度に急激な変化を与えるのいかかということから、持ち株比率が五〇%超の会社だけは強制的に連結してほしいと、で、五〇%未満二〇%以上の会社については、本来であれば持ち分法といいますが、五〇%から二〇%の比率に及びてその子会社の損益を親会社の損益に計上してもらわなければいかぬのでありますけれども、この持ち分法の方は、すぐにも適用するのは、少し準備期間要するんではないかということ、当分の間は、適用したいという企業は結構だけれども、したくない企業は緩めてもよろしいという経過措置をとったわけでありませう。で、いまお話しございましたように、フェライトは日立金属が持っております。最近ではこれが一五%に下がってきておられます。したがって、いずれにいたしましても、持ち分法の適用を受ける会社でありますから、いまの段階では強制的に

連結をする必要はないわけでございます。で、企業の内容を少し見てみますと、四十九年八月期に経常利益で二億四千八百万の赤字、それから五十一年の八月期が十一億五千二百万、それから五十一年の八月期が五億四千三百万と、もう三つ合わせますとやはり二十億近くの赤字がきている会社であります。したがって、この連結財務諸表を実施することによって、この日立金属の子会社といわれておられます日本フェライトの損益をそのまま日立金属の方へ反映させなければならぬという段階でないわけでありませうか、むしろこういう赤字企業が、何と申しますか、この連結財務諸表の実施というものを、新聞等ではそれが起因だといっておりますし、企業の方も言っておられるような口ぶりでありませうけれども、私は、直接にはどうも連結財務諸表の問題ではなからうという感じを持っております。もともと赤字企業に対して親企業はどうするかというのは、その経営政策の問題でありまして、まして、この連結財務諸表制度の方から、これは困るということではなかつたわけでありませう。で、仮にもしこの日本フェライトが、五〇%超の完全連結財務諸表の対象にしなければならぬ、強制的にしなければならぬ会社であったといたしますならば、逆に、こういう会社を日立金属の株主が知らずに、会社を抱えて計算してみたら、実は株の価格は非常に下がったというところを知らずに投資を大衆投資家がしている方がむしろ問題であつたんじゃないか、そんな感傷がしてはいるわけでございます。

○渡辺武君 とにかく業績の悪い子会社ですね、これについては、やっぱり親会社がある程度助けると、そしてその業績を立て直すようにしてやるというのが、これが普通の姿だろと思うんです。ところが、五〇%以上のつまり従属会社、これをいいたところはかき集めて、そして連結財務諸表の中に含めて、そしてその親企業の方は転換社債なり何なり株価対策上も非常に有利な地位に立つ。ところが一方で、そういう条件をつくらんがために、業績の悪いやつはどんどん切つて捨てる

と、日本フエライトが直接それに該当するかどうかはあなたもちょっと疑問があるような趣旨のことを言っておられたが、一つ一つのケースをとればあれこれ理由がつくだろうと思うんだけど、いまこの連結財務諸表をつくるという、まさに四月一日から出発だから、そういう準備ががっつと進んでいる。こういって、こういう事例が幾つか出てくるわけですね。三井物産が三井製糖の持ち株を減らすとか、九州製糖の持ち株を減らすとか、大体これは同じようなケースですよ。だから、なるほど親企業は有利だろうが、切り捨てられる中小企業の子会社の方、これはそのまま捨てていいですか、どうですか。その辺何とか対策を考えていいですか。

○政府委員(安井誠君) 渡辺先生の御指摘のように、これは新聞で確かに切り捨てるといふ言葉を使っておられますけれども、連結財務諸表の対象にしなければならぬような企業であれば、これを本間に親会社がいま五〇%超でありましたから、完全に支配力を持っているわけですね。極端な場合には一〇〇%持ち株の会社ならば、親会社の一分身にしかすぎないわけでありましたから、そういう会社の業績が悪いときに、それをどうしていくかという問題は、全くその経営成績の問題だろうと思ひます。また他方、先生がおっしゃいましたように、親会社が子会社のめんどろを見ていく、これは特に主として金融面だろうと思ひますけれども、金融面の問題というのは別で、連結財務諸表そのものの強制はないわけですね。それが連結財務諸表制度としていいか悪いかはまた別の問題として、暫定的にそういうふうにしてはいるわけですから、したがって金融の方まで決してみようという見なすことを連結財務諸表は言っているわけではないわけですから、それはそれぞれの会社の、何といいますが、経営政策の問題でたまたま連結財務諸表の制度の導入ということに、これは少し言葉が過ぎるかもしれないが、藉口しているのではないかと感じています。

わけで、決して連結財務諸表のためにそれを切っていくということではないかという感じが私どもの率直な感じですが、  
○渡辺武君 いずれこの問題さらに改めて質問したいと思ひます。  
それで伺いたいのは、こういう連結財務諸表で決算が行われるという形になってきた場合、税務面からの対応はどうなっていますか。

○政府委員(山内宏君) 目下のところ特に考えておりません。  
○渡辺武君 いずれ連結納税申告制度ですね、そういう方向に進むんじゃないかと思われるんですけれどもね、全然考えていないですか。

○政府委員(山内宏君) その辺につきましても、もしそれを納税——税制そのものに取り込んでくるといたしますと、なお技術的にいろいろ解決しなければならぬ問題があると思ひますが、その前に、そもそも連結決算制度というのは、やはり主たる目的が投資家に対する正確な情報の提供というところにあると思ひますし、租税制度の方は、租税制度の場合同様に、強いて連結申告制度を取り入れませんでも、必要であるといひます。ならば、たとえは同族法人の行為計算の否認といふような手だてもございまして、当面はこれを活用することによって十分その目的を達し得るのではないかと、いふふうで考えております。

○渡辺武君 もうすでに早くから連結財務諸表でやっているアメリカだとか、E.C諸国、ここではどんな税制を採用していますか。  
○政府委員(山内宏君) アメリカでは連結納税を選択することができる制度があるようでございます。ただいま詳細につきましても十分私どもも勉強いたしておりますが、調べたところによりますと、一九四二年連結納税制度を採用いたしましたときには、その連結に伴う税額の減収を補うという意味で特に二%の付加税を課されたといふふう聞いております。

○渡辺武君 E.C諸国……。  
○政府委員(山内宏君) E.Cの中では、たとえばアメリカでありますとか、西ドイツ、これが法令によりまして一定の条件に適合する場合に連結決算を行うことが義務づけられておるようでありまして……。  
○渡辺武君 アメリカはE.Cに入っておりませんから……。  
○政府委員(山内宏君) 失礼、イギリスでございます。

○渡辺武君 それで特に伺いたい点は、E.C諸国はいわゆる付加価値税を採用しているわけですね。連結財務決算になってきますと、そうすると親会社と関連会社もしくは従属会社との間の取引ですね。これは一応なきものとして相殺されるという形になりますね。その場合はどうなんでしょうか。付加価値税は各企業間の取引の場合はかかるんですか、かかるのんですか。  
○政府委員(山内宏君) その辺のところはまだ十分調査したことございませんが、いづれにいたしましても、E.Cの場合の付加価値税は前段階控除でございますので、そこは連結であってもなくても結局は同じ結果になる。つまりそういうグループから出ていきますときの売上代金と、そういうグループが仕入れますときの代金と、それぞれにかかっております税額をお互いに引くという形になりますので、結果的には同じ負担になるのではないかと考えております。

○渡辺武君 いやグループ同士ではなくて、グループ内の企業間の取引はどうなるのか、付加価値税つづのかつかないのか。  
○政府委員(山内宏君) グループ内で課税をされておるかどうかというのは、ちょっと私もまだ勉強不足でございますので、もしグループ内で課税をいたしませんといたしますと、あるグループから他に売りますときの売上代金の一定割合に税金がかかりまして、その際に前段階として控除いたします税額はそのグループの一番、何と申しますか製造に近い段階、仕入れの一番先の方でございますね。その一番最初の仕入れの段階におきましてところの仕入れ金額に対応する税額を控除するという形で、したがって、支払うべき税額と、控除すべき税額との幅が大きくなるという形です。そのグループが全体として付加価値税を払うというところになると思ひます。それをもしグループの中でも各段階ごとで切っておりますと、出口と入口の差ということになりますから、グループ全体の税負担は、E.C型の付加価値税の形をとります場合には変わりないであろうと思ひます。そのいづれをとっておりますか私どもまだつまびらからでございます。

○渡辺武君 先ほど審議官、アメリカで連結納税申告制度を採用した場合に、法人税の、何といひますか税収が落ちるおそれがあったので、二%の付加税をした。何で連結財務諸表を採用するようになるかと法人税の税収が落ちるんですか。  
○政府委員(山内宏君) その辺のところは、抽象的に考えますとふる要素もあれば減る要素もあるように思ひます。ただアメリカの場合、説明によりまして親子会社間における仕切り価格の随意性と申しますか、比較的第三者に売るのでない場合でございますから、特定の利害関係者同士の譲渡でありますので、その間の売り値の仕切りがかなり随意に決められる。それによって成績のいい会社の税負担を故意に下げるといふふうなことが行われておったので、それを防止をするというのが連結申告制度を採用した一つの理由であるといふふう聞いております。

○渡辺武君 いずれ日本もこの五十二年から連結財務諸表をやっていくわけですね。それで大蔵省のいままでの引当金などについての議論を聞いておりますと、いや企業会計原則としてこれは認められた合理的なものだということ、引当金なかなか、たとえは引当率を下げるというふうな点についても頑強ですね。  
で、今度企業会計原則で連結財務諸表ということになりますと、税務、税制の方もそれに応じて

連結納税申告制度という方向へは、不可避的に移っていくのじゃないかと、特に資本も国際化していきまからね。だから、その企業会計のやり方も外国並みに連結方式でやっていくということになってきますと、当然投資家はやっぱり、じゃ税制もどうだということ、自分の国とある程度共通したような税制を求めてくるということもあるだろうと思ふんです。

ですから、いずれ連結納税申告制度という方向にいくんじゃないかと思ふんです。その場合に、もうすでにアメリカの実例ではっきりしているように、連結財務諸表を採用した場合に、法人税の税収が落ちる危険がある。だから、アメリカは二%の付加税を乗せたんだというこの問題を重視しなきゃならぬんじゃないかという感じがするんです。特に関連会社の場合、これは五〇%以上の株を持つているのがグループの中に入ったと、しかし先ほどおっしゃったように、五〇%以下二〇%以上というのは、いわば子会社としてこれは入れなくてもいいというわけですね。入れてもいいということだと思ふんです。しかし日本の場合ですと、株の二、三〇%持っておれば大体支配できるんです。そういうところを利用して、そうしてその利益を隠すという道もいろいろ講じられる可能性があると思ふんです。それこれの危険性が十分ある。中期財政収支では、今後の増税ということをいっている。ところが一方で、まさに連結財務諸表でもってグループを結成するような大企業の場合、これはむしろ法人税が税収減という形で、言ってみれば、企業側からいえば軽減されるというふうなことになるら、国民納得しませんよ。その点、どう思われますか。

○政府委員(山内宏君) 先ほど申しましたように、現在、連結決算制度を採用されましたのは、一つの目的は、やはり何と申しましたも、投資家に対して正確な情報を提供するというところにあると思ふます。連結決算書自身が現在のところ、なおいわけ参考という形で世の中に出ておるのだから、いふに承知をしております。そういう段階

で、それを課税の基礎に取り入れるということ、は、私どもとしては目下のところ、全く考えておりません。

なお、アメリカとの関係でいろいろ御質問でございますけれども、私どももいたしまして、その辺のおつまびらかにしないところが多いわけでございますが、ひとつ強いて考えますならば、連結決算をとる場合とらぬ場合と比較いたしますと、連結決算をとった最初の年度におきましては、本来であればそのグループのメンバーの一人から他へ売りました物について売り上げに足すべきところを、同じグループの中で売り買ひしておりますならば、連結の場合はそれが売り上げに乘っかってこないというふうな問題がございますので、それは税収減要因になるのではなからうかと思ひますが、ただ、これは時期が少し後になりますと、当然グループからまた外へ出てまいりますから、その段階ではそうでない場合に比べて利益率が高い形で出てまいりますので、そこで取り戻しが行われるということで、その二%の部分がそれにきちと該当するかどうかよくわかりませんが、私どもの考えますところでは、そういう意味での課税の遅延ということはあるのかもしれぬなという感じがいたしております。

なお、再三申しておりますように、私どももいたしましては、いまここでその連結申告をやるつもりもございせんので、まだ十分勉強しておりますが、なおまた、いろんな周辺の問題が進展を待たまいますれば、それに即応して十分勉強してまいりたいというふうな思っております。

○渡辺武君 それでは次に移ります。  
私、昭和五十年の三月二十七日のこの委員会、老人配偶者控除ですね、これを老人扶養控除並みに引き上げてほしいという趣旨の質問をいたしまして、恐らく、これが取り入れられて今回の税制改正の中で三十五万円まで控除が引き上がったというふうな思ふところになっておるんじゃないかと思ふので、この点、どうでしょうか。

○政府委員(山内宏君) 老人配偶者につきましては、御指摘のとおり、従来の老人扶養控除と同じ扱いにいたしたわけでございます。  
○渡辺武君 それでせつかくの措置で、これは結構なことだと思ふんですけれども、もう一歩進めて、これは年齢七十歳でしよう、それでやはりいまま老人という場合、税法の方からいっても老人という場合は大体六十五歳というのが一つの区切りになっておるんです。ですから、年齢六十五歳からいまで引き下げることを検討する用意がないかどうか、これを伺いたい。

○政府委員(山内宏君) その辺なかなかむずかしいところなんですけれども、現在の区分けでは、自分自身が働いて所得を得ておられます。その人が老人であるという場合には六十五歳を境にいたしております。たとえば老年者控除でありますとか、老年年金特別控除でありますとか、そういうものは六十五歳で切っております。それからいよいよ御指摘のように、自分自身、その老人自身は所得の主体でなくて養われておる人、いわば社会福祉の一種というふうな性格のものにつきましては、御指摘のように七十歳で区切っております。ただ、いまの老人扶養控除でありますとか、老人配偶者控除がそれに属するといふ扱いはいたしておるわけでございます。それがどうして絶対のものかということになりますと、なかなかむずかしいと思ひますけれども、いまはそういうことと、とにかく自分自身働ける人にとつてみれば、まあ大体世の中の人が見ておるお年寄りに出でて、若い人に比べるといろんな肉体的な障害が出てきて追加的費用が要りそうだというふうなところをどう見るか、それからそうでなくて、社会福祉的な意味合いで設けておられますものもございまして、他の社会保障制度の、これは歳出の方でございまして、歳出の方の社会保障制度と数を合算して七十歳ということにしておるといふふうに御承知願いたいと思ひます。

○渡辺武君 せつかく大蔵省、敬老精神発揮してくれただから、もうちょっとやっぱりそこをいがんばりして、大体いまは六十五歳以上の老年者が就業している率ですね、就業者の千人について四十五、六人いるんですよ。相当日本は老人が働かなきゃならぬような事態になって、しかもそういう人たちが、若いときに勤めていたときよりも給料が低いというのが多いんですね。定年退職で、後またほかへ勤めなきゃならぬという場合が多いんですよ。だから、その奥さんですね、なるべくやっぱり特別に控除を多くするということが必要じゃないかと思ひます。三十五万円という今度の措置は、私はそれなりに一歩の前進だと思ひますけれども、やはり年齢を奥さんの方も七十歳じゃなくて、六十五歳まで引き下げるというふうにひとつ思い切つて検討していただきたいと思ひます。どうですか、大臣どうですか、これは大臣答弁していただきます。

○政府委員(山内宏君) 御指摘でございますが、先ほど申しましたように、社会保障的なものはいずれも七十歳というところで、ひとつ何とか当面がまんを願えないかというのが私どもの気持ちでございます。税制の方がたとえば六十五歳になり、歳出の方の社会保障の点が七十歳というのや、やはり何らかの形でアンバランスじゃあるまいかというふうな考えます。

○渡辺武君 大臣いかがですか、大臣、もうぼちぼちそういう点考えていただく年齢じゃないかと……  
○國務大臣(坊秀男君) 私はぼちぼちどころじゃない、超過をいたしております。  
それはそれといたしまして、年齢制限とか、年齢によるけじめというものは、これはいろいろのものがございますから、それだけ一つをとつてということもさることながら、全部一遍これを見直していこうかと、七十と六十五でございますよ、とにかくそれを全部一遍見てみたらどうかと、ほかのまた制度もありますから、ほかの制度と税金との、何と申しますか、対照をいたしたようなこと、一つだけとるといふと、ちょっとどこで何かぐあいが悪い、個々のじゃまずいと思ひますので……そういうことでございます。

○渡辺武君 全面的な見直しを待っていたら、いつになるか、わけがわからぬから、まあちょっとその気になりやできそうなことをちょっと伺っているんですけど、大臣もいいところを見せたいだろうと思つて、わざわざ誘導尋問しているんで残念ですな。

それからもう一つ、公害防止準備金ですね。これは、売上高を基準にして積み立てられているというところでもありますが、それから同時に、実際公害防止のために費用を使っているというのと関連なく積み立てられているということで、利益留保的な色彩が強いというのは、税調でもそういう意見出ているんですね。で、これは特に大企業が集中的に使っておりますし、これは廃止について検討すべきじゃないかと思つてますが、どうですか。

○政府委員(山内宏君) 税調そのものでございませぬが、私も通産省とお話をいたしましたように、まさにそのようなことを言つて攻めておるわけでございませぬ。もともとこの公害防止準備金制度は、いまも御指摘のように、公害防止費用を支出した者に対して、何らかの形で税制上のメリットを与えたいということが出てまいりました。度でございますけれども、制度の仕組みそのものがなかなか、いま申しましたような趣旨にびつたり当てはまる仕組みが考えつきませんで、現在のところ、売上高を基準とするという、何と申しますか、平板的な仕組みになつておるわけでございませぬ。そういう点についての御質問であらうかと思つてます。その点につきましては私も、通産省との間に、何らかも少し効率的な制度としてあり方がないものかどうかというのを詰めておるところでございます。で、五十一年度の改正におきましては、いま御指摘のような趣旨もございまして、思い切つて半分ということに切り下げたわけでございますが、切り下げた結果の期限が五十三年度の改正のときにはやつてまいりますので、その際にはもう一度そういうふうな趣旨で見直しを行つてみたいというふうな考えを

持っています。○栗林卓司君 物価調整減税のことでお尋ねをしますけれども、問題を二つに分けて、物価調整減税というのには必要なんだろうかと、物価調整減税と、仮に必要だとして、どういう方法をとるかという技術的な方法論の問題と、二つに問題が分かれると思つて、後者の技術的な方法論の問題は避けて、必要性についてお尋ねをしたいと思つてます。で、この点について昭和三十八年度の税調答申見ますと、わりあい明快に必要性が整理してあると思つて、読み上げながらお尋ねをしたと思つてます。二つに分けて書いてあります。一つは、同じ税法のもとにありながら、消費者物価の上昇が実質的な負担の増加をもたらす。二番目が、実質的な負担の増加は、低所得者ほどその程度が著しく、逆進的に働くところに問題がある。この二つに分けて物価調整減税の必要性を、これ、三十八年度税調答申は整理してあるわけでありまして、全く同感なんです、この点について御見解はいかがですか。

○政府委員(山内宏君) 御指摘のような時期におきましては、まさにそのとおりの答申が出たわけでございますし、それはそれなりにまさに歴史的に意味があったことであらうかと思つてます。現在といえども、財政にその余力がありますならば、いま御指摘のような意味で、毎年物価調整減税を行つた方がベターであるというところは、私もさう考へます。ただ現在の段階におきましては、その当時と比べまして課税最低限がかなり高くなつておるといふ点が一根本的に違つておるであらうかと思つてますし、もう一点、やはり根本的に違つておるは、現在の財政状況であらうかと思つてます。で、その二点を考へまして、従来の三十八年におきます物価調整減税の考へ方は考へ方として頭に置きつつ、五十一年末の税制調査会の答申におきましては、やはりこれだけの財政状況のもとで、これだけの課税最低限の高さを

もつてすれば、毎期毎期必ず物価調整減税をやるべきものとは考へないというふうに述べておりますのは、そういう趣旨であらうかと思つてます。○栗林卓司君 財政上の需要動向を伺つたのではなくて、必要性についてどう考へになるかというところを、三十八年度の税調答申を例に引きながらお尋ねをしたわけでありまして、従来いろいろ減税をやつてきたからその水準を考へればと言つておられるけれども、このいま三十八年度税調答申というの、きのうときよとの関係でありまして、水準が一体どうなのかというところは問題ではない。まさにきのうときよとの関係で、同じ税法のもとにありながら、消費者物価の上昇が実質的な負担の増加をもたらすという点を着目しているわけでありまして、目下の財政状況のもとでその負担があつてもいいというところは、別な議論であります。それをいま申し上げているんじゃないんです。必要性というものは、まさにここに書いてあるように、きのうときよとの関係で、同じ税法のもとにありながら、消費者物価の上昇が実質的な負担の増加をもたらすという現象と、それが逆進的に働くところに問題がある、この二つは問題として異論がないと思つてますが、いかがですか。

○政府委員(山内宏君) きんのうときよとの間で物価の上昇があつて、それに伴つて当然実質負担が変つていくことについては、おっしゃるとおりであらうかと思つてます。で、そういう場合には、実質負担が増大するということがまんじりできるかできないかということになりますと、これはやはりその所得税の負担の重さ、それから片や財政需要の多さということとの相対関係であらうかというところでございます。

○栗林卓司君 後段の部分は、これから伺うんですけれども、まあ必要性があるとお認めになつたといつたしまして、先に伺うのは、そうしますと、物価調整減税をしないというところは、わかりやすく言いますと、不作為の増税ということだと思つてます。不作為の増税のよしあしは財政事情からいろいろあつて、それはまたいいと思つてすけれども、要するに一言で言うと、不作為の増税である、増税の方法として逆進性が強い、これはお認めになつたと思つてます。三十八年度税調答申の言つた通りです。そういう増税の方法というのは、それ自体として適切なんだろうか。その点は、どうお考へになりますか。

○政府委員(山内宏君) 物価調整減税をやりますと、いづれにいたしましても、やつた場合には低所得者の方が高所得者に比べて減税率が高い。そういう意味で、やりました場合にはやらない場合に比べて累進度合いが高くなるというところは、御指摘のとおりかと思つてます。そういう意味合いで、やらぬ場合に比べて累進度合いを増大を招く、しかもその際にその物価調整減税をやれば減少すべかりし低所得者について特に何らの手当ても講じないでいいの、かという御質問でございますが、その点につきましては、これはその結果的に出てまいりますところの累進の度合いをどういうふうに考へるかということと関連をいたすかと思つてますが、まあ私も同様に、先ほど申しましたように、現在の税負担の増大を、何らかの直接税、所得税による負担の増大を、一方従来まで行つてまいりました大きな減税をも考へに入れますと、まあ何とかがまんじりしていただける範囲内にあるのではなからうかという程度の考へ方でございます。

○栗林卓司君 そんなことをお尋ねしているのはございませぬ。後で大臣見解を伺いますけれども、不作為の増税ということはお認めになつたと思つてます。ですから、不作為の増税というのは、どこから税を増税するかという選択的な手段の一つなんだという意味で私はいま聞いています。したがつて、不作為の増税である物価調整減税の見送りということが選択されても、それは一つの選択ですから、よしあしはあつていい。ただ、この不作為の増税というのは逆進的に聞いているんです。いまお答えのとおりですね。そうすると、いろいろな増税手段がある、その中の選択的な一

も、要するに一言で言うと、不作為の増税である、増税の方法として逆進性が強い、これはお認めになつたと思つてます。三十八年度税調答申の言つた通りです。そういう増税の方法というのは、それ自体として適切なんだろうか。その点は、どうお考へになりますか。



態が最も正しいという前提をお立てになりませんならば、それ以後五十一年分に物価調整減税をやらなかったという点については、いま御指摘のような結果が起つておるんだらうと思ひます。しかしながら、しからばいつの累進の形が最も理想的であるのかという事は、これはいろいろ御議論があつて、恐らくなかなか掃一しないと思ひます。少なくとも過去十年ぐらゐを取り出してみますと、その累進の形というのはだんだんきつてい

ます。つまり課税最低限の引き上げを逐次行つてまいりましたから、それに相応じまして、たとえ二兆円減税のときにはある程度税率を直させていただきましたけれども、それがない限りは、だんだん累進がきつてくるというか、こうを示しているのだらうと思ひますので、その中にある特定の時期だけの税負担額をという事になります。と、それに比較をいたしますならば、それは累進が悪くなったという御指摘であらうかと思ひますが、私の申し上げておりますのは、それよりも

と前の、たとえば昭和四十年ごろから比べて一体どういふふうになつていふかというのを、期間を長くごらんをいただきますと、たとえば一年物価調整減税やらなかつたからという事で累進がやや逆になりました。長期にごらんをいただきますならば、それほど目立ってひどい形になるのではないんじゃないかということも申し上げたわけでございます。そういう意味で、決して喜ぶべきことであると思ひませんけれども、がまんをしていただける範囲内であらうかというものはそういう趣旨なものであります。

○栗林卓司君 同じやりとりでは仕方がありませんから、別な聞き方します。大臣にお尋ねしたいんですけれども、結局この問題というのは、言い方をかえまして、所得税におけるインデクセーションの導入と言ひかえてもあんまり間違ひはないかもしれません。そのときどの程度の物価上昇ならインデクセーションの対象にするかという議論と、実際問題としては

余り変わりありませんから、物価調整減税というの、機能とすると、所得税におけるインデクセーション導入として大要似ておるという問題意識で扱つておると思ひますが、そのときインデクセーションを導入するとして、物価上昇率が何%以上ならそれはやはり政府としても真剣に考えざるを得ないというめどぐらゐはあつてもいいんだらうと思ひますが、この二つの点だけをお尋ねしておきます。

○政府委員(山内宏君) その最初の点のインデクセーションの点から申し上げますと、従来やつてまいりました物価調整減税は、あくまでも課税最低限だけのインデクセーションでございます。税率区分のところはインデクセーションいたしておらないわけで、委員も十分御承知のとおりですが、そのきつとした物価調整減税、率どおりの。これをやるつもりはあります。これはむしろもう少し税率の段階についてまで調整をやらなければならぬと思ひますが、その辺のところは実は従来われわれはやつておらない。やつておりませんのは、やはり一番所得の課税階層の中で低いところについては、非常にきつとした物価調整減税をやりませんが、所得の高い階層については、そこはある程度がまんをしていただいで、実質負担増をお願いしてまいつたというのが歴史的な従来の物価調整減税の定義であつたわけでございます。その点は今回も同じような形で御提案をさせていただいたと、そういう意味で、正確な意味での物価インデクセーションではないという事を申し上げておきたいと思ひます。

○栗林卓司君 後段の部分の、インデクセーションという考え方をすると、何%が目安になりますかという、腰だめのことですが、結構大切な話だと思ひますので何つておるのです。○政府委員(山内宏君) その辺のところはどうも機械的に何%というのは非常にむずかしいわけでございます。やはり、一方課税最低限の高さ、一方財政、それから他方また、物価の上がり方の

急激さ、そういったものを総合勘案をして決める以外にはなからうかという考え方をいたしておきます。

○野末陳平君 前回、大臣にお聞きしたときには、住宅の所得控除に中古が対象になるかどうか、どうもこれは余りいい意見をいただけなかつたので、また住宅について別の角度から、もちろん別のテーマでお聞きしたいと思ふんですが、これから税負担率も上がるでしょうし、これは平均値です。人によって負担感は違ふと思ひますが、社会保険料の負担も上がるということになります。収入の中からどのくらい引かれるか、簡単に言つてしまつて、給料もらつたときにどのくらい引かれるかという感じが、ずいぶん引かれてきたと、大変なつてきたと、自分の使える金はだんだん減つてくるというふうな気持ちをもみな持つと思ふんです。実に単純な話です。

ここでひとつこれからの所得税の、所得税といひますか、考へてみるべきことじゃないかと思ひます。考へてみるべきことじゃないかと思ひましたことがあるのでそれをお聞きしますと、家賃なんでしょうけれども、もちろん家を持つた人はローンの支払いに追われるという、またこれは別の負担感に悩むわけですが、まず自分の家が持たないで、家賃を払つていま家に住んでいるという家庭が多いんです。この場合に、民間のアパートから始まつてマンションから、借家は余りありませんけれども、民間の家を借りて住んでいる人と、それから公団を借りて住んでいる人と、それから住宅、公務員なども含めまして、そういうこれは比較的安いわけですが、社宅に住んでいる人、その同じ賃貸住宅に住んでいても家賃が全然違います。家賃が違ふのはこれはあたりまえだと言つてしまえばそのとおりなんでしょうが、ぼくが感ずるのは、月給もらつたときのいろいろ天引きされる部分を除いて、家賃の負担が今後異常にきつくなつてきて、民間に住んでいる人、社宅に住んでいる人、公団に住んでいる人と非常にその差が出てくるだらう。

その場合に、二十代、三十代のサラリーマンと

この間うちから話をして、これからすぐ社会保険料あるいは税率などで負担が何年かの間にきつくなつていくというふうな話になつたんですよ。そのときに、要するに、家がある人あるいは安い家に、社宅とかいろいろあるでしょうけれども、とにかく安い家に住んでいる人は、家賃のいわゆる収入に占める比率が人によって違ふから、低い場合はそれほど痛くないんじゃないか。だけれども、高い家賃を払わなければならないところに住んでいると、これはずいぶん違ふ。極端な話が、社宅に住んでいる人というのは一万円以下でもって並みの家に住んでいられるわけです。しかし、おれの場合は社宅がないから、おれの会社は社宅がないから、家賃を、結局は四万円だ五万円だ負担している。こうなるとずいぶん負担感が違つてくるので、この辺のことを人によって平均値で十把一からげにやられると、ずいぶん不公平だなどという話が出てきたんです。それはその個人の環境までも税の面であれこれやれないのは、これはやむを得ないと思ふんですが。

そこでふつと考へたのは、大臣にこれから御意見伺いたいんですが、社会保険料の負担あるいは税負担などは今後きつくなる方向にいつた場合に、それでも耐えられるという人たちが、それから家賃が高くて、もつと安い家賃ならまだしも、こんなに家賃の方の負担がすこいので、これはちょっと耐えられないという層が当然出てくるんじゃないかと、こういうふうな感じなんです。そこで調べてわかつた範囲のことを、これから徐々にお話して御意見を伺いたいんですが、ちょっとわかりにくいかもしれないんですが、どうも、そんなふうなお感じ持たれませんか、どうでしょう。

○政府委員(山内宏君) いまのお話でまず感じますことは、第一点は、同じような質の住宅でありながら社宅である場合と、それから民間借家に入つている場合とで大変負担が違ふという点に関連をしてお話だらうかと思ひます。

その点につきましては、税法の本来の姿から考  
えますと、やはり市価で五万円するような社宅  
を、たとえば五万円で購入させると、ほかに特段  
の負担がないというふうな場合でございますと、  
その四万五千円については経済的利益があったと  
いうことで課税をしなければならぬわけでござい  
ますし、本法の規定はそういうふうになっておる  
わけでございます。ただ、そういうふうにしたし  
ますことは、これはサラリーマンに対して非常に  
いわば実情に合わない課税をいたすことになる  
という御意見もありません、特別措置としてそうい  
う場合には課税を御遠慮申し上げておるとい  
うのが実情でございます。

したがって、いまのお話は、サラリーマン  
はそれほどかわいそうではないか、と、  
五万円のもの五万円を借りておるんだからそこ  
はやっぱりもう少し税金をとつてもいいんではな  
いのかというふうな御質問であるのか、あるいは  
五万円出しておる人がかわいそうだから何とかま  
けてやれと、こういうお話であるのか、いずれか  
と思っております、後者の場合ということになりま  
すと、これは逆にいわゆるその生活費について  
何らかの形で税金上めんどうを見るということに  
相なります。基本的には、しかしながらわれわれ  
のたてまえはそうではなくて、やはり基準的な生  
計費については課税最低限でカバリーをされてお  
るんだと、それ以上のぜいたくな支出に關しては  
は、これは当然税金を払った後の可処分所得でカ  
バリーをしていただくということでありまして、  
所得税体系そのものが崩れるという気持ちを持  
っておるわけでございます。

○野末陳平君　そこで、初めから所得税体系が崩  
れるからといって、そう終りにしていいのかど  
うかということをお聞きしたいわけですよ。

ですから、簡単に言えば、たとえばいまの話で  
四万五千円差があると、じゃそれに課税しろと、  
そういう話で全然なくて、後者の話です。要する  
に負担は四万五千円だけで、運が悪いと言いか、  
たまたま社宅に入れないとか、あるいは社宅を持

たない会社とかいっばいありますからね。で、こ  
の運の悪さでもって四万五千円だけ負担してい  
るわけですけれども、この人たちについて税の面  
でめんどろを見る方向は考えられないのかという  
ことで、極端に言えば家賃控除みたいなもんです  
か。というのは、そういうのを——もちろん額な  
んかは大きしたことないと思うんですけども、や  
はり気持ちとしても、そこまでめんどろを見てい  
るといのはちょっと言い方変ですがね、そこま  
で考えてくれているという姿勢は今後大事じゃな  
いかと思う。なぜならば、やはり住宅政策とい  
うのは広い意味の福祉の一環ですね。家賃をたい  
くとも家が持てないというわけですから、なら高  
い家賃に住むことない、安い家賃でもいいって、  
そうもいきませんで、現実にはなかなか安い家賃  
はない。

そこで、ぼくはいろいろ考えましたけれども、  
平均月収で、総理府とか建設省とかいろいろこ  
ろの資料がみんなそれぞればらばらなのを全部総  
合して考えてみたんですが、平均月収に家賃の占  
める割合というのが、公団の場合で、このごろ高  
くなりましたから、家賃が一分五厘ぐらいの平均  
なんです。それから社宅や何かは五分なんです  
ね。これは公務員のも、それから社宅も入れてね。  
安いのをとつたんではなくて、中間をとつたん  
ですね。ですから、決して不公平な数字をわざと  
並べたわけじゃないんですがね。ところが民間の  
場合には、これは便利なおところに住む、それから  
都心から二時間のところに住むというふうなこと  
まで一々勘定に入れたら、東京と地方都市と違  
いますから、実はここは大ざっぱな言い方ですけ  
れども、二割から約三割ぐらいになっちゃうん  
です。これ、いまの五万円の例でもわかると思  
うんですが。

そうすると、これ今後いろいろな負担がかかる  
しても、初めから住居費で月給の二、三割を持  
ていかれるという人と、五分ぐらいで済む人とい  
うのは、これはえらい差になってきているよう  
な気がしますよ。今後税負担、社会保険料負担その

他が上れば、この差というものは果たして耐え  
られるかどうかということから、ぼくは家賃控除  
みたいなものがある程度考えないとおかしと思  
う。住宅取得控除があつて、これはほとんど新し  
い家を建ててほしいという政策上の問題だからそ  
れはそれでわかる。しかし、今度は運、不運みた  
いなもので、運がよければ安いところへ入る。  
ちよつと運が悪くてあるいは会社の都合で全然安  
いところへ入れないという人たちはそのままにし  
ておいて、さて果たして今後のきつくなる保険料  
の負担や税負担を平均値でもって押しつけること  
ができるかどうか、あるいは納得させることがで  
きるかどうかというのを考えて、やはりこれは  
住宅手当が一万円ぐらいは出るところの方が普通  
なんですけれども、余りにも社宅に住んでいる人  
と民間のマンションあるいは借家に住んでいる人  
は差があり過ぎるんじゃないか。これは所得税の  
体系が崩れるから、といって、すばつと切るのだ  
たら、ほかにもすいぶんいろいろな名目のものが  
ありますけれども、どうでしょうか、こういう方  
向というのは全く問題にならないかどうか、この  
お聞きしたいんですけれども、大臣いかがです。

○政府委員(山内宏君)　特別措置としてそういう  
方向は考えられないかという御質問かと存じま  
すけれども、そういうことでありますならば、や  
はり住宅対策と申しますか、国民の住居を確保す  
るといのが、そのほかのいろいろな政策を犠牲に  
してでも最優先的にやるべき問題であるというこ  
とになることが、まず第一の必要前提であ  
るかと思つてます。

それともう一つは、そもそも事務柄がそれほど緊  
急を要するものでありますならば、たとえば国  
税の納税者についてはその分はまけてやるけれど  
も、国税を納税していない人にはまけてやるわけ  
はないかという問題が次に出てくる問題であるう  
かと思つてます。所得税を使って、その点の控除を行  
うということは、当然、委員の御承知のとおり納  
税者についてだけしかききません制度でございま  
すから、そういうやり方で、その前提となるとこ

るの第一に緊急な政策課題をカバリーをするのは、  
政策手段としてもいいかであるかというふう  
に考えるのであります。

○野末陳平君　ですから、いまの課税最低限以下  
の人たちの問題が一つと、それからもう一つは、  
要するに住宅政策などの面もあるんですけども、  
ですから、ぼくはそういう方向が全然問題に  
ならないのかどうかという点で、さつき言つた若  
い二十代、三十代の人たちと話をすると、家が持  
てる希望がないわけですね、あんまり。そうす  
ると、そういう人たちにとっては、結局ずっと家賃  
を払い続けていかなきゃならないわけですね。そ  
うすると家賃の負担というのがものすごくつ  
いてくるわけが、もう実感でひしひしとこ  
ろなところがある。そういう人たちに、要するに、何  
れは数からいってどのくらいかと言われても、何  
かこの資料もみんなあいまいでして、総理府の  
勤労世帯の平均月収とか、あるいはそれから家計  
調査の住宅費の負担率とか、もうそれぞれがみ  
な違ひますので、ぼくも一考してどうすべきだ  
というところまでは、技術論もあるでしょうし、な  
かなかわからないんですよ。ですから、これ  
からずっと家賃を払い続けていかなきゃなら  
ない。家賃はほとんど高くなる一方だという前提  
で、この負担感というものを考えた場合に、何か、何  
にもしないで、いろいろな支障があるからと言  
つては、ぼつちやうと、さてこの次に税の増税の問  
題、それから社会保険の問題、負担率がきつくな  
るといふことを考え、ちよつと可処分所得、生計  
費はますます狭められていくという不安を持  
っているわけですから、現実としてそうなると思  
うんです。

そこでこのままでいいのかなと思つたんで  
す。ですから、これはしようがないということ  
であれば、技術的にもまた問題あることは事実です  
から、やむを得ないとなれば、住宅政策にもつ  
力を入れてもらうしかない、あるいは土地がも  
と安く手に入つてとかいう方が本筋じゃないか  
も思つてます。しかしどうですか、税の面

かく住宅取得控除とかあるんですから、これとは本質的には違ふけれども、やはり住宅についての一種の恩典であることは確かだから、何か考えられる、あるいは少なくともその方向が全然問題にならぬということは冷た過ぎるような気がしている。で、大臣に御意見を伺うんです。時間が来ましたからこれを一応最後にしますけれども。

○國務大臣(坊秀男君) 大蔵ユニークな御意見でございますが、どうでしょうか、人間が生活していくのにどうしたって要る経費というのが、衣、食、住、この三つだと考えます。衣、食、住については、その生活していく個人個人によって衣を非常にこれを尊重する、食を尊重する、住を尊重するというふうに一々これは私は違ふと思ふんです。そういうふうな場合に、住なら住、衣なら衣というものにかかる経費というものを、これを引張り出してきて、そして税をかけるに際しまして、あるいはそれに要つた金を所得から控除するとかと、こう引張り出してきてやるというところは、住をやつたんだから、これは衣もやつてくれたらどうか、衣もやるなら食もというふうな、私、素人考えです、そういうふうなことになることもあるし、それからまた、野末さんは、運の悪いやつが高い住宅に仕方なしに入らされて住宅費に、家賃を払わされておるといふ、それが多いでしょう、いまの生活の中には。

しかし、必ずしもそうでない。と申しますことは、住というものを非常にこれ大事がる人、これはひとつ、おれは月給少ないけれども、せめて住まいだけはひとつ、ほかのものを始末してでも住む方へ金をかけたという人もないことはない。そういうふうな人は、これは必ずしも運、不運でもない。その人の御希望によってそういうことになっておる人が必ずしもないというわけではない。というふうなときに、とにかく住にこれに金をかけたならば、これは税の控除の対象になるといったようなことも、これはあり得る。税だとか、税によらず法律というものは、これは人間のできるだけ多くの人たちの共通の、何と申しますか必

要と申しますか、共通の最大公約数といふか、ね、そういうふうなもの、法律といふものは普遍的なものを基準として法律が決められるということから考えますと、その生活の中の住だけをとって、そしてこれに対して恩恵を与える、決して悪いことじゃないんですよ。いま、大蔵私が多いと思ふんです。そういうふうな目に合つて、住のために苦勞している人が多いと思ふんですけれども、ただ、それをやっておりますと、いまはそう、いまは、ところがやがて今度そういうことではないようになってくるということも考えられるというところから考えますと、野末さんが、これはできないかどうかという相談のようなことでおっしゃつたから、私も素人考えでございますけれども、それを申し上げておるのですが、そういうふうなことから考えますと、これは少しききな結論を出さずには考へてみる必要があるんじゃないかと、どうするか、こうするかというふうなことを。そういうふうなことがちよつと頭へ浮かんできたものだから。そこで素人考えです、何も大蔵省で相談したことも何でもありません、これは。私がいまちよつと浮かんできたことを申し上げたような次第でございますから。

○和田静夫君 「外野のセリフも財政当局のセリフも、要するに明治初年と今日とでは少しも変わりがなさそうです。要するに短期的・近視的に見ると、長期的・総合的に見るかの違いがあるわけですが、結局、当面のごちそうを描いてみせる前者の方が、どんなに力説してみても後者よりも大なる人気を拍するといふ点も、明治初年以来変わりがないうです。

三月九日の野党幹事長・書記(局)長会談の合意を聞きながら、右のような財政当局の宿命を嘆じていたところ、或るジャーナリストが「マア、やられた、やられた」と言うけど、財政も国民経済も、明治以来今日までなんとなつてきたんじゃないか」と皮肉ともなくさめともつかぬことを云われる。しかし、それは、この長い歴史の中

におこつた大戦争と大インフレという教訓を忘れてしまふのでなければ肯定できないセリフです。」大蔵大臣お読みになりましたか。

○國務大臣(坊秀男君) いや、まだ読んでおりません。

○和田静夫君 これは、大蔵省広報室長藤沢恭助氏が「ファイナンス」、大蔵省の広報誌に書いてある文言なんです。ここで言う「外野のセリフ」とは国会を指している。したがって、今度の予算修正の行為というのは、国会におけるところの国会議員の者たちが結果的には国を誤らせる。こういう状態であるというところをこう書いてあるわけです、前後を読めば、この責任はどうされますか。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま申し上げましたとおり、まだ私は読んでおりません。しさいに読んでみたいと思つております。

○和田静夫君 そして「本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。」こうなつておるのです。しかし、これは大蔵省が持つておる予算の中で発行されている。国民の税金でもって発行されている。他の民間の諸雑誌にお書きになつたのなら私は熱過するでしよう。しかしながら、少なくとも広報誌に、広報室長なる者が、国会に対して最大の侮辱をこういふ文言で表現をされる、これはもう許しておくことができません。大蔵大臣、お読みになつて、明日午後、実は議事運営委員会が開かれますから、それまでの間に間に合うように、私にこの処置について明らかにしていただきたい。よろしいですか。

○國務大臣(坊秀男君) 読みまして、いまお読みになつたことは私がお聞きいたしましたけれども、全体を読みまして、これは私一人でもってどうもいふこともできませんし、最後は私の責任でございますけれども、これはやっぱり相談したりするところもございまして、そういうことでもかかるところの結果を御報告申し上げますから、

○和田静夫君 時間が大変制約されましたから、

概括的に一、二の問題を質問いたしますが、この五十二年度予算は国会で所得税減税の追加などが行われた。いま読み上げたような大蔵当局におけるもう官僚的善悪の批判は批判としてあるとしても、あるが、これは政府の所得税減税に対する熱意がきわめて不十分な点に原因していた、その私には考えます。もともと五十二年度予算の編成に当たっては、国債依存度を抑える一方、景気対策として公共事業支出を拡大するという、そういうむずかしい状況に置かれていたわけでありまして、結局、国債依存度は、地方債に転嫁されたものを考えると、実質的には低下してはいない。そして所得税減税も政府案では実質的には増税となる、こういうきわめて小規模なものにとどめられていた。つまり公共事業支出に重点が置かれた予算であるというふうに思いますが、こういう状況は五十二年度にとどまらずに、今後も続くと思ふますし、事実、改定された財政収支試算においても、国民所得比、平均三〇程度の上昇を見込んでおります。そこで、この試算程度の範囲で、所得税減税に対する基本姿勢と見通しをまず伺いたたいのです。

○政府委員(山内宏君) 財政収支試算は、委員よく御承知のとおり、その中で揭示をされております税収につきましては、これは積み上げによつて算出したものではございません。昭和五十年代前期の経済計画、これをある程度充足するために財政として何をなすべきかというのを頭に置きまして、財政の守備範囲をまず計数化をいたしまして、同時に一方特別公債に依存する財政状態を五十五年度までにはなくするといふ政策目標を立てて、その目標を両方達成いたしますためには、税収にいかほど期待をしなければならぬかというのを逆算的に算出をいたしました数字でございますから、したがってその三十五兆五千億という数字の中に、いかなる形でどういふ税大系が組み込まれるかというものは、現在のとこまだ白紙でございます。これをどういふふうな形で持ち込むかということが、まさにわれわれに課せられ

た一番大きな問題であろうと思ひますし、今後引き続き税制調査会にも御議論願ひますし、その結果をもつてまた国会の御判断をいただくことにならうと思ひますが、まあそういう状態でございますので、この中で所得税がいかなる割合を占めるかというのを含めまして今後の御議論の対象かと存じます。またそういう意味で所得税について物価調整減税も含めてどういふふうにするかという問題もあわせましたところで、私どももいたしましては、今後さらに掘り下げた議論をさせていただきますというふうにお考へしておるわけでございます。

○和田静夫君 重ねて伺いますが、この景気回復による税収の増や、新税などの増収がなかつたならば所得税に負担の増大を求めざるを得ないという、そういうお考へですね。

○政府委員(山内宏君) 先ほど申しましたように、三十五兆五千というの根拠のないいわば数字でございますが、まあ私どもが大ざっぱに税収を推測をいたします場合に、租税弾性値というものを使っております。御承知のとおり、これは税収の伸び率とそれからGNPの伸び率との相関関係を示した数字でございますが、まあ従来の実績によりまして、大体これ、まあいろいろ年によりGNPの動き方によつて数字が違つてまいりまされども、まあ、たとえば過去十年間をとつてみますと一・三五でありまして、過去五年間をとつてみますとそれが一・三九という数字になります。今後まあGNPの伸び方が落ちついてまいりますと、まあ過去における高度成長のときの弾性値ほどの伸びは恐らく期待できないと思ひますが、これがまあ仮に一・三で伸ばしてみますと、この三十五兆五千億という数字はその間増減税を一切やりました場合、三十兆程度にとどまりまので、そういう場合には五兆余りの不足が出るので、そういうものはやはり何らかの形において増税措置を講じませんことには、先ほど申しましたような政策命題が達成できない、こういうことにならうかと思ひます。

○和田静夫君 この給与所得者についての課税最低限の引き上げ率をずっと見てみますと、きょう数字でここでもらうこととして、いたしましたけれども、時間がありませんから、私の数字が間違つておれば指摘してもらへばいいですが、四十年を一つとすれば四十五年が一・八六、五十年が三・八六、五十年が四十年が一・四三、五十年が一・七二、名目的には大幅に上昇してはいますが、実質の引き上げ率は四十年から一・七二倍、五十年にはこれより低下して一・五八倍、この数字は決して高いとは思へませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(山内宏君) いま御指摘の数字は、消費者物価の引き上げを加味いたしました実質の課税最低限の引き上げ率を御指摘いただいたと思ひますが、まあ私どももいたしましては、やはり過去高度成長がありましたけれども、その中でやはりいろいろな点で物価調整減税以上に課税最低限を引き上げることに御同意をいただきまして、いま御指摘のようになつておる、つまり実質的に課税最低限がかなり上がつておるというふうな理解をいたしております。この点にはわが国だけでは何でございますけれども、主要諸外国との比較で見ましても、これはかなり高い数字でございますので、そういう意味からいたしまして、まあもちろん高いにいたしましたわけではないわけでありまされども、最近の財政状態から見ればますます満足すべきものではなからうかというふうな私どもは考へておる次第でございます。

○和田静夫君 いや、それは大変不満です。さつき民社の方からも意見がありましたかね、私も課税最低限の決め方というのは、統計などによつて一義的に決めること、そういうことは困難でしようが、しかし、五十二年のようによつて置かれることによつて、実質的に低下するというのは、課税最低限の性格からして納得できませんよ。財源難がそういう最低限のところにしわ寄せさせ、そういうことにはならないと思ひます。で、その意味でも、先ほど来民社からも御指摘がありましたかね、どういふ指標にリンクしていかかと思ひます。

○政府委員(山内宏君) 機械的に何らかの特定の指標にリンクをするというやり方も確かに御指摘のとおりでございます。そういう制度をとつておる国の中にはあるというふうな承知をいたしておりますが、そういうふうなことをやることによりまして、やはりかなりの程度に財政の、何と申しますか、財政に対して硬直的な要因を持ち込むという点も他方言えようかと思ひます。そういう意味合いで、また私どももいたしましてはやはりその物価調整減税の幅を決めます際には、やはりその年その年の財政状況も考え合わせつつ決めていく方が実質的なものではあるまいかという感じを持つておりますし、事実そういうふうな形をやりながらも、先ほど御指摘のようになり、決してそれほど低い引き上げ率でない状態を確保してきておりますわけでございますので、そういうやり方もやり方として一つの方法であらうかというふうな考へるわけであります。

○和田静夫君 租税特別措置法はいろいろ問題が多くて、その整理合理化について税制調査会でもたびたび指摘をしております。五十二年でも私たちが見ればきわめて不十分ですが、それでも努力の跡はうかがえる。しかし、利子・配当所得の源泉分離課税は、租税特別措置法の設けられていた政策的理由を欠いている。すでに、立法当初の貯蓄奨励などの意図、そういうものを認めることではできないんですね、もう、税制調査会の五十二年度の答申でも「総合課税を行うことが税制として本来望ましい」と、こう述べていますね。で、理由がない以上、これは廃止すべきでしよう。で、それから、今後なお存続させる理由があるならお聞かせ願ひたいんです。

○政府委員(山内宏君) 確かに、仰せのとおり租税制度としては廃止をいたしました。総合課税に持ち込むというのが理想であることは、私どももさう前のような経済情勢とは違ひますので、そういう意味合いで、お説のように貯蓄奨励というものの性格もかなり変わつてきておるのは事実であらうかと思ひます。しかしながら、他方また税制調査会も御指摘になつておりますように、そうかといつていま直ちにこれを、分離課税を廃止をいたしますと、これはまた現在のような貯蓄の場合に、その本名を必ずしも明らかにしない、そういう制度が整つていない段階のものであります。これは、結局なかなかその実質的な公平を確保したい。その辺についてかなり執行当局といたしましても自信がないというふうな状態でございます。そういう点がございまして、われわれもいたしましては、やはりその税制調査会の答申にもありますように、今後五十五年までの間に何らかの形で総合課税へ持ち込めるような仕組みをひとつぜひ考へてみたい。その期間的な余裕をいただいておりますわけでございまして、そういう形で御提案をさせていただいておりますので、何らかの形で具体案をつくり出してみたいというふうな考へておる次第でございます。

○和田静夫君 仮に突然この総合課税に切りかえることがいふ言われるように影響が大き過ぎるとして、それでは改定案のこの措置の期限の終わる五十六年には、確実に総合課税に大臣移しますか。○國務大臣(坊秀男君) 確実にするかと、御質問でございますが、できる限りそういう方向に努力をしたいと思います、かように考へます。

○和田静夫君 この税調の答申でも「利子・配当所得を把握する体制」について言及をしております。で、現在までそういう体制が進んでいないと思へないんですが、仮にやるとすれば、総背番号制のような形で、金融機関同士をオンラインで結ぶというふうなことになるでしょうか。こんなことはとうてい不可能だ、可能なことではない。ところで、源泉分離課税を選択した方が有利なる場合というの、この五十二年の改正案によれば、利子・配当所得を含んで課税所得がそれぞれ幾ら以上の人かという、これもまあ言つてもらうことにし

ておりましたが、質問通告では、もう時間があり  
ませんから、五十一年利子所得で五百万、それか  
ら配当所得で一千万超す。いいです、端的に言っ  
てそれだけの所得がある人は、富裕な階層の人た  
ちなんでしょう。そして、そういう人たちのため  
に特別の措置でもって優遇すること、これは大臣  
一体どういうことなんですか。

○政府委員(山内宏君) まさにそういう御批判が  
あるわけでございますし、そういう御批判にこた  
えて、何とか総合課税への道を研究したいとい  
うことでございます。

○和田静夫君 配当所得について、ある試算によ  
りますと、課税最低限は四百四十万円、給与所得  
の課税最低限の二倍以上になっている。これは余  
りにも不公平であると考えざるを得ないんです  
が、しかもことしだけでなく、毎年三倍以上開  
いていた年がある、これもまた金持ち優遇で納得  
できないわけです。まず、こういう金持ちへの優  
遇措置が残っていくことがわれわれには納得がで  
きない、少なくとも私は納得ができない。確実  
に段階的にもよいが、廃止する方向に向かっ  
ている。五十六年には、いま大臣もうできるだけ極  
力と、こう言われましたが、これは廃止するとい  
う約束をぜひこの場でされたらどうですか。

○政府委員(山内宏君) いまのお話は、配当控除  
の問題に関連をいたすと思いますが、これにつき  
ましては、実は委員十分御承知のところござい  
ますけれども、非常にむずかしい問題が背景に  
ございます。と申しますのは、配当控除をいかに  
なものとして考えるかということでございます。  
これはわれわれとしては、いまの段階として決  
して株主に対する単なる政策措置とは考えており  
ません、やはり法人税として負担をしてもらった  
税金を株主の段階でいかに調整をするかとい  
う二重課税調整のテクニックとして考えておる次  
第でございます。そういう意味合いで配当控除が  
あります関係上、いま御指摘のように、配当所得  
につきましては、四百四十万三千円までは直接所  
得税は払わなくてもいいという結果になっており

ますけれども、そういう人々は別途配当を受け取  
る段階におきまして法人税として、あるいは法人  
住民税として別途二百九十万程度の税金を払って  
おる、それをいかにように評価をするかということ  
でございます。

いま御指摘のように、それはそもそも株主個人  
の負担ではないのだから、そういうものを考える  
必要がないのだというお立場もございまして、他  
方、それはやはり株主として配当を受け取った段階  
で法人が払っておるのだから、その法人税とい  
うのは、いわば所得税の前払い式なものであるから、  
それもやはり考慮に入れた上で所得税負担を考え  
なければならぬという御意見もございまして、この  
両方の御意見は、非常にむずかしい問題でござい  
まして、現在の税制調査会でも御議論いただいて  
おりますが、一方、世界の情勢を見ましても、そ  
の二つの考え方のいずれの方へつきましますか、時期  
により、国によっていろいろ変転をしております  
状態でございますので、なかなか掃一をいたしま  
せん。さらに掘り下げて勉強させていただきま  
す。きちっとした結論がなかなか出づら問題で  
あるということは御理解を賜りたいと思うわけで  
あります。

○和田静夫君 私、意見として述べておきまし  
たから、十分にしんしゃくをしていただきたく  
これは大臣、意見として述べておきます。  
日本弁護士連合会が三月十五日に自賠責保険滞  
留資金の運用益に関する意見書を発表いたしました  
ります。大蔵省はこれに対してどういう感想をお  
持ちですか。またこれに基づいて調査、検討をさ  
れますか。

○説明員(副島有年君) お答えいたします。  
先生御指摘の、日本弁護士連合会の自賠責保険  
滞留資金の運用益についてという意見書につきま  
しては、今月の三月十一日に受け取っております。  
自動車損害賠償法の第一条において明定されてお  
りますように、自賠責の保険は、いわゆる被害者  
保護を目的とする公的保険でございますので、そ  
の運営につきましては、広く一般的に御意見を謙

慮に伺った上でしかるべきものは行政に反映をし  
ていくという方針をとっております。この日弁連  
の意見書につきましても、そのような観点から現  
在検討しているところでございます。

○和田静夫君 昨日、この「自賠責保険運用益の  
積立と使用の状況」という資料を大蔵省からいた  
だきました。これは国の運用益についてですか、  
保険会社についてですか、これは。

○説明員(副島有年君) これは保険会社の運用益  
についてでございます。

○和田静夫君 そこで、四十四年のこの自賠責審  
議会答申では、滞留資金運用益を明確に区分経理  
せよと言っていますね。これに対して日弁連はい  
まだに完全に実施されているとは言えないと述べ  
ています。この点はいまどうお考えですか。これ  
もこれからですか。

○説明員(副島有年君) お答えいたします。  
四十四年の審議会答申に基づきまして、それ以  
後今日までこの自賠責の運用益については明確に  
区分経理をしております。

○和田静夫君 この運用益の使途を決める法令の  
根拠ですが、これは何ですか。

○説明員(副島有年君) 自賠責の滞留資金の運用  
益につきましましては、自賠責の法律の定めるいわ  
ゆるノース・ノープロフィットという原則の趣旨  
にのっとりまして、自賠責の審議会の答申に従っ  
て現在運営をしているわけでございます。法令上  
の根拠につきましては、自賠責の三十一条以下の  
条文で、自賠責保険に関する重要事項を審議する  
権限を有するいわゆる自賠責審議会の定めた支出  
方針に従って、これを大蔵省が指導監督をして運  
営をしているという状況でございます。ただ、先  
生御指摘のように、この資金は法的には保険会社  
の帰属となっております資金でございます。その  
の辺に保険会社の一応形式的には運営という形を  
とらざるを得ない現状でございます。

○和田静夫君 この運用益の使途は、かつては大  
蔵省の保険部長あるいは保険二課長を顧問とし  
て、それには損保会社によって構成されていた運  
営委員会が決めていたようですね。現在の委員名  
及び肩書きですね、これはもうきょう時間があり  
ませんから、後で出して下さい。私にください。  
○説明員(副島有年君) はい。  
○和田静夫君 そこで、昨日もらった資料ですが、  
使途によくわからぬ点があるんですが、まず消防  
庁、警察庁への救急車、パトカー、白バイ、これ  
はそれぞれ何台で、どこに配置されたんですか。  
また、こういうものは、地方団体の予算ないし  
国の補助金で整備すべきであると、私は地方行政  
委員会長いですからそういうふうに考えますが  
ね。その点はどう考えますか、これは。  
○説明員(副島有年君) ただいま御指摘のありま  
した数字の詳細につきましては、お時間の関係で、  
後で資料として出します。  
○和田静夫君 それも資料後で。  
国の補助金で整備すべきだという考え方につ  
いては、いま、これは大蔵大臣、どうですか。  
○説明員(副島有年君) 自賠責の審議会の決めま  
したいわゆる支出方針の中には、交通事故防止対  
策及びその他の交通事故対策に使うという方針が  
うたっております。その方針のもとにいま先  
生の御指摘のありました地方公共団体の必要な交  
通事故対策に支出をしているわけでございます。  
○和田静夫君 そんなところも資料につけてくだ  
さい。ちよっと私別の機会に議論します。  
交通事故裁定委員会に毎年のように助成金が出  
されている。これは何に使われているのか。これ  
もちよっと資料でくれますか。周知のとおり、交  
通事故裁定委員会については損保会社の影響が非  
常に強い。批判が出されて、改組をされること  
になっているんですよ。そういうところへ自賠責  
の資金が流れるということは非常に問題だ。これ  
はいま意見だけ述べておきます。  
ここに「自賠責保険赤字社費てん補」とい  
うのは、これは何なんですか。  
○説明員(副島有年君) 自賠責の保険料率は、保  
険金の支払いに充てられるべきいわゆる純保険部  
分と、保険会社等の経費に充てられる部分、いわ

ゆる付加保険率というものからなっているわけ  
でございます。この付加保険率は、いわゆる損  
害保険会社の経費と代理店手数料からなっている  
わけでございます。いわゆる社費と申しますのは、  
自賠責保険の営業部門の人員費、物件費、それか  
ら損害査定及び保険金支払いに要する人員費、物  
件費でございます。ところが、実際問題といたし  
まして、保険料率に定められた社費部分と、実際  
に支出されます経費の差額がいわゆる赤字、社費  
の赤字となっているわけでございます。この  
累積が非常に多額になりますと、いわゆる自賠責  
保険のいっております、保障法のいってあります  
ノロス・ノープロフィットの原則によってこの  
赤字を解消する必要がある、そういう観点から、  
この赤字の補てんをやっているわけでございます。

○和田静夫君 私は、運用益で赤字を埋めるとい  
うのはおかしいと思っております。責任準備金積立  
額は五十年で幾らですか、これも後で資料で下  
さい。で、巨額に達しているんですよ、これは。  
それを考えると、赤字を運用益で埋めるとい  
うのは、これは常識的にいって非常に疑問が残る。こ  
れも継続的に論議をいたしますから、きょうはも  
う時間がありませんから、いま申し上げました細  
かい使途まで、たとえばどこへ何台というふうな  
そういう資料をつくって直ちに届けてもらいたい  
と思っております。

○説明員(副島有年君) 五十年及び五十一年度  
で四十七大学、これは国立大学、公立大学のすべ  
てでございます。それから私立大学が十三大学に  
寄付をしております。  
○和田静夫君 そこで、大学選定の基準というの  
は何なんですか。  
○説明員(副島有年君) 先ほど申しましたよう

に、国公立につきましては大学病院のすべて、そ  
れから私立大学につきましては各大学の脳外科の  
いわゆる領域における実績と、それから脳外科医  
の育成についての貢献度、それから地域のバラ  
ンスと、この三つを勘案いたしまして文部省と相談  
の上、決めていくわけでございます。  
○和田静夫君 この当時の運営委員の中に脳外科  
の専門家はいましたか。  
○説明員(副島有年君) ありません。  
○和田静夫君 でしょう。これは大学選定に詳し  
い者はいなかった、救急医療施設に詳しい者はい  
なかった。厚生省は相談に依拠していないというよ  
うな形のことか明らかですね。そもそもEMIス  
キャナーの輸入そのものに疑惑が持たれていま  
すね、これは。当時ACTAスキャナーがあったが、  
EMIに決まった経緯、これは当時の総理が介在  
したとか何とかいろいろわさざさありますが、  
いま、そんなことを私は指摘をしようと思わな  
いんだが、専門家がいないような状態の中で大蔵省  
が決めていったという形になっていきますね、  
これは。それはそうですね。

○説明員(副島有年君) 先ほど申しましたよう  
に、文部省当局と慎重に相談をいたしまして、文  
部省当局では、委員会を設けてそれぞれ専門家の  
意見を聴取して、その専門家の意見の順位に従  
まして大学の順位を決めているというふうな私  
どもは了解しております。  
○和田静夫君 そう言われるなら、無償設置した  
国公立の大学で救急医療を行っているのはどの大  
学ですか。大部分やらないでしよう。  
○説明員(副島有年君) これは先ほど申しました  
ように、救急医療が目的ではなくて、脳外科医の  
育成というのが最大の眼目になっているわけでご  
ざいます。

○和田静夫君 そう逃げられる答弁になるらう  
と思つていた。審議会答申にもありますように、  
滞留資金の運用益は救急医療体制の整備にある。  
その意味で、大学病院への設置は私は間違いであ  
るとは言いませんよ。しかしながら後順位でよろ  
しい、後の順位でよろしいと、だれが考えても現  
在救急医療を行っている病院ですね、その病院に  
設置すべきものが先行しなきゃいかぬでしょう、  
これは。そういう現場の病院には全く置かない。  
これは一体どういうわけですか。少なくとも国公  
立の大学病院において専門医を育成するというよ  
うなことをこの目的にされるというんだったら、  
いま国公立の病院でもって救急医療を苦勞しなが  
らやっていると、そこにこそこの資金を充て  
るべきじゃないですか、それが先じゃないですか。  
○説明員(副島有年君) 先生御指摘のような御意  
見についても私も十分検討しております。た  
だ、この自賠責のCTスキャナーの寄付を決めた  
時点におきましては、わが国の交通障害対策とし  
て一番おこなわれているのは脳外科医の不足である  
という御指摘がございまして、とにかくにも脳外  
科医の養成をしなきゃならないということで、脳  
外科医の育成に重点を置いてきていたわけござ  
います。救急医療施設の方は、先生御案内のよ  
うに赤十字及び済生会病院等に自賠責の運用益を  
寄付しているわけでございます。

○和田静夫君 たとえば公立病院、自治体病院な  
どというのは、この救急医療を扱うがゆえに大き  
な赤字がかさんでいって、大変な状態に置かれて  
いるんですよ。そういうところに視点が行かな  
くて、研究機関に先にやるというふうな形のこと  
は、研究機関にやるのならば、文部省は文部省の  
学術的な予算の中から出したらいんですよ、そ  
うでしょう。この運用益をもってこれに充てると  
いうのは、もっと実務的なところを先にやるとい  
うのがあたりまえじゃないですか。一番社会問題  
になっていることですよ。目玉ですよ。大蔵大臣  
どうですか、これ。

○説明員(副島有年君) ただいま先生の御指摘の  
ありましたいわゆる救急病院以下の病院に配付す  
べきかどうかという問題については、現在引き続  
き検討しております。ただ、先ほど申しました  
ように、当初の目的の重点が、脳外科医の不足と  
いうものを、何とかして一日も早く脳外科医の育  
成を、数をふやしていかなければならないとい  
う点に重点があったことは事実でございます。  
○和田静夫君 審議会答申は、先ほど言ったと  
おり、滞留資金の運用益は救急医療体制の整備に  
充てる、こう言っているんですよ。それを素直に受  
けたらいい。大臣、この論議をお聞きになってど  
うお思いになりますか。  
○国務大臣(坊秀男君) 尊重すべきだと思いま  
す。  
○和田静夫君 厚生省、EMIスキャナーの導入  
に当たって、相談受けませんでしたね。  
○政府委員(石丸隆治君) 連絡ございましてし  
た。

○和田静夫君 厚生省も知らぬという状態なん  
ですよ、大蔵大臣。このところはよくわきまえて  
おいてもらいたい。  
救急医療体制の整備に責任のある厚生省とし  
て、現場の病院に設置すべきだと考えていらっ  
しゃいますか。  
○政府委員(石丸隆治君) CTスキャナーは、た  
だいま先生御指摘のように、救急医療の問題、こ  
れは交通外傷だけでなく、脳出血等の救急医療も  
含めまして非常に威力を発揮する機械だとい  
うふうに考えております。  
○委員長(安田隆明君) 本日の質疑はこの程度と  
いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後九時四十八分散会

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案  
件を付託された。  
一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案  
(衆)  
一、法人税法の一部を改正する法律案(衆)  
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案  
(衆)  
一、所得税法及び有価証券取引税法の一部を改  
正する法律案(衆)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案  
有価証券取引税法の一部を改正する法律  
有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十條中「万分の十二」を「万分の三十六」に、「万分の三十」を「万分の九十」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。  
2 改正後の有価証券取引税法第十條の規定は、この法律の施行の日以後の同条の有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「受取配当等(第二十三條・第二十四條)」を「削除」に改める。

第二條第十八号イ(2)中「第二十三條(受取配当等の益金不算入)」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第二十三條及び第二十四條 削除

第三十七條第二項を次のように改める。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄付金の額(前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。第五項において同じ)の合計額が、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額(以下この条において「損金算入限度額」という)を超えるときは、その超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等(次号に掲げるものを除く。)次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額  
イ 当該事業年度終了の時ににおける資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の二に相当する金額  
ロ 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの。当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

三 公益法人等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額  
イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三條(定義)に規定する学校法人又は社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條(定義)に規定する社会福祉法人 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額(当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円)

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十に相当する金額

第三十七條第九項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項及び第六項を三項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 次に掲げる内国法人で退職給付その他の長期給付の事業を行うものが、各事業年度において、

その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰り入れられた場合において、その繰り入れた金額(その金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額)が当該事業年度の第二項第三号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

一 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会  
二 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合  
三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合  
四 私立学校職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

第三十七條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 事業年度が一年に満たない法人に対する前項第三号イの規定の適用については、同号イ中「年二百万円」とあるのは、「二百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 第二項及び前項の月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第三十九條の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第五十二條第一項を次のように改める。

内国法人が、その有する売却金、貸付金その他これに準ずる債権(これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という)の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時ににおける貸金の帳簿価額の合計額に、その内国法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む) 千分の十六(当該事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内国法人(以下この項及び第五十五條第一項において「中小法人」という)又は割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第二條第一項(定義)に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内国法人については、千分の二十)

二 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含む) 千分の十二(中小法人については、千分の十五)

三 金融及び保険業 千分の五

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十(中小法人については、千分の十二)

第五十五條第一項中「金額については」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は当該見積額の百分の二十五(中小法人にあつては、百分の五十)に相当する金額から当該事業年度終了の時ににおける前事業年度から繰り越された次項に規定する退職給与引当金勘定の金額を控除した金額のうちいづれか少ない金額」に改める。

第六十六條第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 一年一億円以下の金額 百分の三十七

二 一年一億円を超え、年十億円以下の金額 百

分の四十二

三 年十億円を超える金額 百分の四十七  
第六十六条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「七百万円」を「千万円」に改める。  
第六十七条第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第八十一条第一項中「内国法人の青色申告書」を「内国法人（当該事業年度終了の時に）において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法に規定する相互会社を除く。以下この条において同じ。」の青色申告書」に改める。  
第九十三条第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第九十九条第一項を次のように改める。  
内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。  
一 五億円以下の金額 百分の三十七  
二 五億円を超える金額 百分の四十一  
第九十二条第一項第三号中「あるときは、」の下に「前号に掲げる法人税の額のうち、」を加え、「に百分の四十（協同組合等については、百分の二十）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。  
内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。  
一 五億円以下の金額 百分の三十七

二 五億円を超える金額 百分の四十一  
第四百三十三条第一項を次のように改める。  
外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第四百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。  
一 年一億円以下の金額 百分の三十七  
二 年一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二  
三 年十億円を超える金額 百分の四十七  
第四百四十三条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中「年一億円」とあるのは、「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、「第二項中」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

別表第二第一号の表の学校法人の項中（昭和二十四年法律第二百七十七号）を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。  
附則  
一 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。  
二 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度においては生じた欠損金額については、なお従前の例による。

用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。  
三 新法第八十一条（新法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第八条の二」第九号の二を「第九条」に、「第四十一条の十四」を「第四十一条の十三」に、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例（第四十二条・第四十二条の二）」を「削除」に、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に、「第六十八条」を「第六十八条の三」に改める。  
第三章から第三条の三までを次のように改める。

第三条 削除  
第八条の二から第九条までを削り、第九条の二を第九条とする。  
第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の五

十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第五項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。  
第二十六条及び第二十七条を次のように改める。  
第二十六条及び第二十七条 削除  
第三十一条第一項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額（昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額）」に改める。  
第四十一条の十二を削り、第四十一条の十三を第四十一条の十二とし、第四十一条の十四を第四十一条の十三とする。  
第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除  
第四十二条 削除  
第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。」の下に「で、当該事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額が一億円以下のものを加え、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中間条を第四十二条の二とする。  
第五十三条第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。」を加える。  
第五十四条第一項中「十億円」を「一億円」に、「昭和五十二年」を「昭和五十四年」に改める。  
第五十五条第一項中「内国法人」の下に「当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの又は」を加え、同条第

二項中「内国法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加える。

第五十六條の五第一項、第五十六條の八第一項、第五十六條の十第一項、第五十六條の十一第一項、第五十七條第一項及び第二項、第五十七條の二第一項、第五十七條の四第一項、第五十七條の五第一項並びに第五十八條第一項及び第六項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加える。

第六十二條第一項中「四百万円」を「三百万円」に改め、「の百分の八十」を削り、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合には、当該限度超過額からその満たない部分の金額(当該金額が当該限度超過額を超える場合には、当該限度超過額に相当する金額)を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十三條第一項各号列記以外の部分中「第四十二條第一項及び」を削り、「第六十七條の二」を「第六十七條」に改め、同条第六項第二号中「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に改める。第六十七條を削り、第六十七條の二第四項中「第六十七條の二」を「第六十七條」に改め、同条を第六十七條とし、第六十七條の三を第六十七條の二とし、第六十七條の四を第六十七條の三とする。第三章第八節中第六十八條を第六十八條の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例)  
第六十八條 昭和五十二年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの期間内にその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。)の到来する法人税で中小法人に係るものに対する法人税第七十八條の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあ

るのは「十月」と、同条第五項中「三月間」とあるのは「八月間」とする。

2 前項に規定する中小法人とは、内国法人(清算中のものを除く。)のうち、同項に規定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日において中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号の一に該当する者をいう。第三章第八節中第六十八條の二の次に次の一条を加える。

(政治献金の損金不算入)

第六十八條の三 法人が各事業年度において政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体、同条第二項に規定する政党若しくは同法第五条第一項に掲げる団体又は同法第三条第一項第二号に規定する公職の候補者に対し同法第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附をした場合における当該寄附に係る支出金については、法人税法第三十七條第二項の規定は適用せず、当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

附則

附則第四條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の二第六項から第八項まで、第二十六条、第二十七条及び第六十七條から第六十七條の四までの改正規定並びに第六十三條第一項の改正規定中第六十七條の二に係る部分並びに附則第五条及び附則第十一条の規定、附則第十三條の規定中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十三條の二第四項から第六項までの改正に係る部分並びに附則第十四條第二項の規定は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるも

のを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

第四条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項、第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例等に関する経過措置)

第五条 旧法第二十五条の二第六項及び第二十六条の規定は、同条第一項に規定する個人の昭和五十二年分以前の事業所得の金額の計算については、なおその効力を有する。

2 旧法第二十七条の規定は、旧法第二十六条第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき昭和五十三年三月三十一日以前に支払を受けるべき金額については、なおその効力を有する。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第六条 昭和五十二年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の二第一項に規定する割引債については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解

散による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第八条 旧法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十二年九月三十日以後に終了するもの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」と、「その超える金額」とあるのは「その超える金額(昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度に於いては、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数(暦に従つて計算した月数)とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。)」で除して計算した金額」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

第九条 法人(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに限る。以下この条において同じ。)が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十三條第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十四條第一項の海外市場開拓準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

3 旧法第五十五条第一項又は第二項の海外投資

等損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第八項まで及び第十項の規定の例による。

4 旧法第五十五条第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同条第五項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

5 旧法第五十六条の五第一項の原子力発電工事情況準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する原子力発電工事情況準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第六項まで及び第八項の規定の例による。

6 旧法第五十六条の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第二項に規定する公害防止準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

7 法人が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十六条の十第一項に規定するプログラム保証準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項の規定の例による。

8 旧法第五十六条の十一第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

9 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金又は同条第二項の商品取引責任準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度

終了の日において有する同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金又は同条第二項第一号に規定する商品取引責任準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

10 旧法第五十七条の二第二項の過水準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する過水準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項、第四項及び第八項の規定の例による。

11 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第二項から第八項まで及び第十一項の規定の例による。

12 旧法第五十七条の五第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
第十條 当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人が施行日前にした旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引に係る収入金額については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)  
第十一條 旧法第六十七条の規定は、医療法人の昭和五十三年三月三十一日までに終了する事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、なおその効力を有する。

(社会保険診療報酬の適正化のための措置)  
第十二條 政府は、租税特別措置法第二十六条及び第六十七条の規定が設けられた経緯にかんがみ、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養に要する費用の額については、その適正化を図るため、昭和五十三年三月三十一日までに、抜本的な改定の措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)  
第十三條 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第四号中「及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合同条第二項第一号に規定する租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「租税特別措置法第四十二条の三を「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二条の二」に改める。

第三十七條の三第四項ただし書中「租税特別措置法第三條、第八條の二又は附則第四條第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三條の二第一項に規定する利子所得又は同法第八條の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

第七十二條の十四第一項ただし書中「第四十二条の二」を削る。  
第二百九十二條第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合」及び「(租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む)」を削り、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第三百十四條の八第四項ただし書中「租税特別措置法第三條、第八條の二又は附則第四條第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三條の二第一項に規定する利子所得又は同法第八條の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項に規定する配当所得に係る所得税額並びに」を削る。

得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。  
附則第四條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第三十三條の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第二項第二号中「百分の四十七」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第三項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第三十四條第一項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十三年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)  
第十四條 前条の規定による改正後の地方税法第三十七條の三第四項ただし書、第三百十四條の八第四項ただし書、附則第四條、附則第三十三條の二及び附則第三十四條第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年分までの個人

の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 昭和五十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、前条の規定による改正前の地方税法附則第三十三条の第二項から第六項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第 号）」による改正前の租税特別措置法」とする。

所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案

所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十一号イを次のように改める。

イ 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの（その年中における株式又は出資の売買（政令で定める売買を除く）の回数が二十五回以上で、かつ、その売買をした株数又は口数（額面金額又は出資一口の金額が五十円として表示されていないものについては、これを五十円として計算した場合の株数又は口数）の合計が十万円以上である場合に係る当該有価証券の譲渡による所得は、これに該当するものとする。）

第九十二条から第九十四条までを次のように改める。

第九十二条から第九十四条まで 削除

第九十五条第一項中「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「前節（税率）」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項から第三項までの規定による控除を

すべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。

第九十八条第一項第一号中「及び第九十二条（配当控除）」を削り、同条第三項中「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「前節（税率）」に改める。

第一百一条中「第九十八条第一項第一号（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）」に規定する合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項に規定する所得税額の計算並びにこれらの規定を「並びに同項並びに第九十八条第一項及び第二項（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）」の規定に改める。

第二百二十一条各号列記以外の部分中「こ

える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額をこえるときは」を「超える場合には」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第二条 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の十二」を「万分の三十六」に、「万分の一」を「万分の三」に、「万分の三十」を「万分の九十」に、「万分の三」を「万分の九」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法第九十一条第十一号イの

規定は、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべき改正前の所得税法第九十二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(有価証券取引税法に関する経過措置)

4 改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、施行日以後の同条の有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

5 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第四項第三号中「第九十二条及び」を削り、「同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）」及び租税特別措置法第二十八条の四第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条」を、「同条」に改める。

第三十一条第三項第三号中「第九十二条及び」を削り、「同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）」及び租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十一条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る

所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税長期譲渡所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条」を「同条」に改める。

第四十一条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による控除をすべき金額は、所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税山林所得金額に係る所得税額又は同項に規定する課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除すべき金額がその年分の所得税額を越えるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第四十一条の二第四項第二号中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二第二項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定により控除される金額との合計額」を「場合によっては」とあるのは、「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が租税特別措置法第四十一条の二第二項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定により控除される金額を越えるときは」に改める。

第四十一条の四第一項各号列記以外の部分中「第九十二条第一項に規定する所得税額を」を「第二編第三章第一節の規定による所得税の額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第四十一条第四項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。

第四十一条の五第四項第二号中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額

に係る所得税額」と改める。

との合計額」を「場合には」とあるのは、「場合において、当該所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額を超えるときは」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の所得税法第九十二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、前項の規定による改正前の租税特別措置法の規定は、なおその効力を有する。

三月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。  
（予備審査のための付託は三月十四日）  
一、所得税法の一部を改正する法律案  
一、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、法人税法の一部を改正する法律案（衆）  
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆）  
一、土地増価税法案（衆）

法人税法の一部を改正する法律案  
法人税法の一部を改正する法律  
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部

を次のように改正する。  
目次中「受取配当等（第二十三条・第二十四条）」を「削除」に改める。

第二十八条イ(2)中「第二十三条（受取配当等の益金不算入）」を削る。  
第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。  
第一目 削除

第二十三条及び第二十四条 削除  
第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。  
第五十二条第一項を次のように改める。

内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時点における貸金の帳簿価額の合計額に、その内国法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）千分の十七（当該事業年度終了の時点において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内国法人（以下この項及び第五十五条第一項において「中小法人」という。）又は割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内国法人）については、千分の二十

二 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含む。）千分の十三（中小法人については、千分の十五）  
三 金融及び保険業 千分の五

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十五  
第五十五条第一項中「金額については」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は当該見積額の百分の二十五（中小法人にあつては、百分の五十）に相当する金額から当該事業年度終了の時点における前事業年度から繰り越された次項に規定する退職給付引当金勘定の金額を控除した金額のうちいづれか少ない金額」に改める。  
第六十六条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。  
一 年一億円以下の金額 百分の四十二  
二 年一億円を超える金額 百分の四十二  
第六十六条第二項中「七百万円」を「千万円」に、「百分の二十八」を「年七百万円以下の金額については百分の二十五の税率とし、年七百万円を超え年千万円以下の金額については百分の二十八」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「年千万円」とあるのは「千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、これに改める。

第六十七條第二項第二号を次のように改める。  
二 削除  
第九十三条第二項第二号を次のように改める。  
第九十三条第一項中「百分の三十五」を「百分の三十六」に改める。

第九十九条第一項第三号中「あるときは」の下に「前号に掲げる法人税の額のうち」を加え、「に百分の四十（協同組合等については、百分の二十三）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。  
第百十五條第一項中「百分の三十五」を「百分の三十六」に改める。  
第百四十三條第一項を次のように改める。

外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。  
一 年一億円以下の金額 百分の四十二  
二 年一億円を超える金額 百分の四十二  
第百四十三條第二項中「七百万円」を「千万円」に、「百分の二十八」を「年七百万円以下の金額については百分の二十五の税率とし、年七百万円を超え年千万円以下の金額については百分の二十八」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「年千万円」とあるのは「千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、これに改める。

別表第二第一号の表の学校法人の項中（昭和二十四年法律第七十号）を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。  
附則  
1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。  
2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法

三）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。  
第百十五條第一項中「百分の三十五」を「百分の三十六」に改める。  
第百四十三條第一項を次のように改める。  
外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。  
一 年一億円以下の金額 百分の四十二  
二 年一億円を超える金額 百分の四十二  
第百四十三條第二項中「七百万円」を「千万円」に、「百分の二十八」を「年七百万円以下の金額については百分の二十五の税率とし、年七百万円を超え年千万円以下の金額については百分の二十八」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「年千万円」とあるのは「千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、これに改める。

人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。】について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条」に、「第四十一条の十四」を「第四十一条の十三」に、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例(第四十二条・第四十二条の二)」を「削除」に、「第六十八条の三」を「第四十二条の二」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。第三条から第三条の三までを次のように改める。

第三条 削除

第八条の二から第九条までを削り、第九条の二を第九条とする。

第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「七百万円を超え千万円以下の部分の金額については百分の二十八、千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の四十、一億円を超える部分の金額については百分の四十二」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「七百万円を超え千万円以下の部分の金額については百分の六十七、千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十三、一億円を超える部分の金額については百分の五十一」に改め、同条第五項第二号中「百分の二十八」を「百分の二十五」に、「百分の四十」を

「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が千万円以下の部分の金額については百分の二十八、一億円以下の部分の金額については百分の四十、一億円を超える部分の金額については百分の四十二」に改める。

第三十一条第一項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。

第四十一条の十二を削り、第四十一条の十三を第四十一条の十二とし、第四十一条の十四を第四十一条の十三とする。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第四十二条 削除

第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。」の下に「で、味該事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額が一億円以下のものを」を加え、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の二とする。

第五十三条第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。」を加える。

第五十五条第一項中「内国法人」の下に「当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの又は」を加え、同条第二項中「内国法人」の下に「当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。」を加える。

第五十六条の十第一項、第五十六条の十一第一項、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、第五十七条の四第一項並びに第五十八条第一項及び第六項中「青色申告書を提出する法人」の下に「当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。」を加える。

第六十二条第一項中「万分の五」を「万分の二・五」に改め、「の百分の八十」を削り、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合には、当該限度超過額からその満たない部分の金額(当該金額が当該限度超過額を超える場合には、当該限度超過額に相当する金額)を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第四十二条第一項及び」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第三章第八節中第六十八条を第六十八条の二とし、同条の前に次の一条を加える。  
(中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例)

第六十八条 昭和五十二年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの期間内にその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう)の到来する法人税で中小法人に係るものに対する法人税法第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあるのは「十月」と、同条第五項中「三月間」とあるのは「八月間」とする。

前項に規定する中小法人とは、内国法人(清算中のものを除く)のうち、同項に規定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日において中小企業基本法(昭和三十一年法律第百五十四号)第二条各号の一に該当する者を用いる。

附則 附則第四條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則) 第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
(利子所得に関する経過措置) 第三条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という)第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。  
(配当所得に関する経過措置) 第四条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項、第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。  
(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置) 第五条 昭和五十二年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。  
(法人税の特例に関する経過措置の原則) 第六条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。以下この条において同じ)については、適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。  
(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第七条 旧法第四十二條第一項に規定する内國法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十二年九月三十日以後に終了するもの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」と、「その超える金額」とあるのは「その超える金額（昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度に六を乗じてこれを当該事業年度の月数（曆に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。）で除して計算した金額）」とする。

第八條 法人（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに限る。以下この条において同じ。）が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十三條第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十五條第一項又は第二項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第八項まで及び第十項の規定の例による。

3 旧法第五十五條第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同条第五項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十二條第一項の規定は、適用しない。

4 法人が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十六條の第十一項に規定するプログラム保証準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項の規定

の例による。

5 旧法第五十六條の十一第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

6 旧法第五十七條第一項の証券取引責任準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

7 旧法第五十七條の二第一項の湯水準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第二号に規定する湯水準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項、第四項及び第八項の規定の例による。

8 旧法第五十七條の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第二項から第八項まで及び第十一項の規定の例による。

9 法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第九條 当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人が施行日前にした旧法第五十八條第二項各号に掲げる取引に係る収入金額については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）  
第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第二十三條第一項第四号中「及び租税特別措

置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一條の十二第四項において読み替えて適用する場

合」及び「租税特別措置法第四十一條の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「租税特別措置法第四十二條の三（六号）第四十二條の二」に改める。

第三十七條の三第四項ただし書中「租税特別措置法第三條、第八條の二又は附則第四條第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三條の二第一項に規定する利子所得又は同法第八條の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一條の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

第七十二條の二を削る。  
第七十二條の二を削る。  
第二百九十二條第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一條の十二第四項において読み替えて適用する場合」及び「（租税特別措置法第四十一條の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む）」を削り、「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に改める。

第三百十四條の八第四項ただし書中「租税特別措置法第三條、第八條の二又は附則第四條第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三條の二第一項に規定する利子所得又は同法第八條の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一條の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

附則第四條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第三十三條の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「七百万円を超え千万円以下の部分の金額については百分の二十八、千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の四十四」に改め、同条第二項第二号中「百分

の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「七百万円を超え千万円以下の部分の金額については百分の二十八、千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十三、一億円を超える部分の金額については百分の五十一」に改め、同条第三項第二号中「百分の二十八」を「百分の二十五」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が千万円以下の部分の金額については百分の二十八、一億円以下部分の金額については百分の四十、一億円を超える部分の金額については百分の四十二」に改める。

附則第三十四條第一項第二号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額（昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額）」に改める。

「地方税法の一部改正に伴う経過措置」  
第十一條 前条の規定による改正後の地方税法第三十七條の三第四項ただし書、第三百十四條の八第四項ただし書、附則第四條、附則第三十三條の二及び附則第三十四條第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年分までの個人の道府県民税及び市町村税については、なお従前の例による。

土地増価税法案  
土地増価税法

第一章 総則（第一条―第九条）  
第二章 課税標準及び税率（第十条―第十六條）  
第三章 申告、納付及び還付等（第十七條―第二十四條）  
第四章 雑則（第二十五條―第三十條）  
第五章 罰則（第三十一條―第三十八條）  
附則

目次

第一章 総則（第一条―第九条）  
第二章 課税標準及び税率（第十条―第十六條）  
第三章 申告、納付及び還付等（第十七條―第二十四條）  
第四章 雑則（第二十五條―第三十條）  
第五章 罰則（第三十一條―第三十八條）  
附則

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一条 この法律は、地価の異常な高騰にかんがみ、土地等の増価額に対し土地増価税を課税するため必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地等 土地（この法律の施行地内（以下「国内」という。）にあるものに限る。以下同じ。）又は土地の上に存する権利（当該権利の対価として権利金その他の一時金が支出されているものに限る。以下同じ。）をいう。

二 農地等 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項（定義）に規定する農地及び同項に規定する採草放牧地並びに当該農地又は採草放牧地の上に存する権利をいう。

三 内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等又は人格のない社団等 それぞれ法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条（定義）に規定する内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等又は人格のない社団等をいう。

四 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

五 取得価額 その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額（個人の有する土地の上に存する権利についてはその存続期間の更新をする場合におけるその更新の対価の額を含むその更新に伴い所得税に関する法令の規定により必要経費に算入された金額又は算入されるべきであった金額があるときは当該金額を控除した金額とし、法人の有する土地の上に存する権利についてはこれに準じて計算した金額とする。）をいう。

六 譲渡所得の金額又は雑所得の金額 それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する譲渡所得の金額又

は雑所得の金額をいう。

七 土地増価税申告書 第十七条第一項若しくは第二項（法人の期限内申告）又は第十八条第一項若しくは第二項（個人の期限内申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

八 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二章第二節第一款（納税申告）に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。

九 附帯税 国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。

（基準日）  
第三条 この法律において「基準日」とは、昭和五十二年五月一日をいう。

2 土地増価税の納税義務は、基準日の午前零時に成立する。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）  
第四条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

（納税義務者）  
第五条 基準日において土地を有する法人は、この法律により、土地増価税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限る。

2 公共法人は、前項の規定にかかわらず、土地増価税を納める義務がない。  
3 基準日において土地等を有する個人は、この法律により、土地増価税を納める義務がある。  
（所有者とみなす場合）  
第六条 信託財産である土地等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産である土地等を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。  
一 基準日において受益者が特定している場合  
その受益者  
二 基準日において受益者が特定していない場

合又は存在していない場合 その信託財産である土地等に係る信託の委託者

2 前項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、基準日の現況による。

3 第一項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者がそれぞれその受けべき利益の価額の割合に応じて信託財産である土地等を有するものとみなす。  
（課税の対象）  
第七条 法人に対しては、その有する土地等の第十号（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額について土地増価税を課する。

2 公益法人等又は人格のない社団等の有する土地等のうち収益事業に属する土地等以外の土地等の第十号に規定する増価額については、前項の規定にかかわらず、土地増価税を課さない。

3 個人に対しては、その有する土地等の第十一条（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額について土地増価税を課する。

4 法人又は個人の有する農地等の第十号又は第十一条に規定する増価額については、前三項の規定にかかわらず、土地増価税を課さない。  
（法人の納税地）  
第八条 法人の土地増価税の納税地は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地  
二 法人税法第四十一条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人 その外国法人が国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地）

三 前号に該当しない外国法人で、土地等を有するもの 当該土地等の所在地（その土地等が二以上ある場合には、主たる土地等の所在地）

（個人の納税地）  
第九条 個人の土地増価税の納税地は、個人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じて当該各号に掲げる場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所  
二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所  
三 前二号に掲げる場合を除き、所得税法第六十四条第一項第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する場合 その国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地）

四 前各号に掲げる場合を除き、土地等を有する場合 当該土地等の所在地（その土地等が二以上ある場合には、主たる土地等の所在地）  
第二章 課税標準及び税率  
（法人の土地等に係る課税標準）  
第十条 法人の土地増価税の課税標準である法人の土地等の増価額は、法人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

（個人の土地等に係る課税標準）  
第十一条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

（個人の土地等に係る課税標準）  
第十二条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

（個人の土地等に係る課税標準）  
第十三条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

（個人の土地等に係る課税標準）  
第十四条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

（個人の土地等に係る課税標準）  
第十五条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

（個人の土地等に係る課税標準）  
第十六条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

（個人の土地等に係る課税標準）  
第十七条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部分が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として取受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもって当該帳簿価額とする。

2 次の各号に掲げる場合における前項に規定する増価額の計算については、それぞれ当該各号に掲げる金額を基準日現在における当該土地等の帳簿価額から控除した金額をその帳簿価額とみなす。

一 法人が基準日前にその有する土地等の評価換え（資産再評価法（昭和二十五年法律第十号）の規定に従って行われた評価換えを除く。）をしてその帳簿価額を増額した場合において、その増価額のうち旧法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は法人税法の規定による所得の金額の計算上益金の額に算入されなかった金額又は算入されるべきでなかった金額があるときは、当該金額の取得価額を超える場合においては、その超える金額

3 次の各号に掲げる場合における第一項に規定する増価額の計算については、それぞれ当該各号に掲げる金額を基準日現在における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をその帳簿価額とみなす。

一 法人が基準日前にその有する土地等の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合において、その減少額のうち旧法人税法又は法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額又は算入されるべきでなかった金額があるときは、当該金額の取得価額を超える場合においては、その超える金額に満たない場合においては、その満たない金額

二 土地等の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合においては、その満たない金額

4 法人の基準日において有する土地等につき、基準日を含む事業年度開始の日から基準日の前日までの間において、法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額を増額すべき事由が生じた場合における第一項に規定する増価額の計算については、当該増額すべき部分の金額を、基準日現在における帳簿価額に加算するものとする。

5 法人の有する土地等で基準日において帳簿価

額の無いものの第一項に規定する増価額の計算については、当該土地等の取得価額をその帳簿価額とみなす。

6 法人の有する土地等で取得価額の不明なものに対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額のうち当該土地等の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなす。

一 当該土地等について最も古い記録に記載された価額

二 当該土地等を有する法人又は当該土地等がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該土地等の取得の時期と同一の時期に取得した当該土地等に類似する他の土地等の取得価額

三 当該土地等の取得の時期における当該土地等に類似する他の土地等の価額

7 前項に規定する土地等で同項の規定により難いものに対する第五項の規定の適用については、当該土地等の標準価格の百分の五に相当する金額をその取得価額とみなす。

（個人の土地等に係る課税標準）

第十一条 個人の土地増価額の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の取得価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該取得価額から、当該設定の直前における当該土地等の取得価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうち当該設定の対価として收受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の取得価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもつて当該取得価額とする。

2 個人が贈与、相続又は遺贈により取得した土

地等の前項に規定する増価額の計算の基礎となる取得価額については、次項に規定する土地等を除き、当該個人が引き続き当該土地等を所有していたものとみなす。

3 個人が贈与、相続又は遺贈により取得した土地等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者の譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該贈与、相続又は遺贈の時に、その時における価額に相当する金額により、当該土地等の譲渡があつたものとみなされたものの第一項に規定する増価額の計算については、当該個人が当該土地等をその取得の時に、その時における価額に相当する金額により取得したものとみなす。

4 個人が著しく低い価額の対価による譲渡により取得した土地等の第一項に規定する増価額の計算の基礎となる取得価額については、次項に規定する土地等を除き、その譲渡の対価の額が当該譲渡をした者の当該土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は当該土地等の昭和四十年四月一日以後の譲渡に係る雑所得の金額の計算上控除する取得価額及び譲渡に要した費用の額の合計額又は必要経費に満たない場合には、当該個人が引き続き当該土地等を所有していたものとみなす。

5 個人が著しく低い価額の対価による譲渡により取得した土地等で、その者の譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該譲渡の時に、その時における価額に相当する金額により、当該土地等の譲渡があつたものとみなされたものの第一項に規定する増価額の計算については、当該個人が当該土地等をその取得の時に、その時における価額に相当する金額により取得したものとみなす。

6 個人の有する土地等で取得価額の不明なもの第一項に規定する増価額の計算については、次の各号に掲げる金額のうち当該土地等の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなす。

一 当該土地等について最も古い記録に記載された価額

二 当該土地等の取得の時期における当該土地等に類似する他の土地等の価額

7 前項に規定する土地等で同項の規定により難いもの第一項に規定する増価額の計算については、当該土地等の標準価格の百分の五に相当する金額をその取得価額とみなす。

第十二条 土地（次項に規定する土地を除く。以下この項において同じ。）の第十条第一項及び第七項（法人の土地等に係る課税標準）並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第十号（固定資産税に関する用語の意義）に規定する土地課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）に登録された価格を、七五倍した金額とする。ただし、当該土地の価格が当該土地課税台帳等に登録されていないとき又は当該土地について損壊、地目の変換その他特別の事情がある場合において当該登録された価格をその増価額の計算の基礎とすることが適当でないとき認められるときは、当該土地の標準価格は、状況の類似する近傍の土地の標準価格に比準する価格とする。

2 土地の上に存する権利の目的となつて、土地の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、当該土地が土地の上に存する権利の目的となつていないものとして前項の規定を適用した場合における同項に規定する標準価格に相当する金額から、当該土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつていない場合においては、次項に規定する標準価格に相当する金額を、当該土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつていない場合においては、第五項に規定するそれぞれの標準価格の合計額を、それぞれ控除した金額とする。

3 土地の上に存する権利（第五項に規定する土地の上に存する権利を除く。）の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、その権利の目的となつていない土地が土地の上に存する権利の目的となつていないものとして第一項の規定を適用した場合における同項に規定する標準価格に相当する金額に、当該権利の種類ごとにかつ、土地の価額に対する土地の上に存する権利の取引価格の割合がおおむね同一と認められる地域ごとに当該地域の所轄国税局長が決定する割合を乗じて計算した金額とする。

4 国税局長は、前項の規定により同項の割合を決定する場合には、土地評価審議会の意見を聴かなければならない。

5 土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつていない場合におけるそれぞれの土地の上に存する権利の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、前三項の規定に準じて政令で定めるところによる。

（法人に係る課税最低限）

第十三条 法人の有する土地等の第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が五千万円以下であるときは、土地増価税を課さない。

（個人に係る課税最低限）

第十四条 個人の有する土地等の第十一条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が三千万円以下であるときは又は個人の有する土地等の面積が三百三十平方メートル以下であるときは、土地増価税を課さない。

2 生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族とする。）については、その有する土地等の第十一条第一項に規定する増価額及びその有する土地等の面積をそれぞれ合算し、当該増価額の総額及び当該土地等の総面積について、前項の規定を適用する。

一 夫と妻  
二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の關係がないものを含む。）  
三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にするものを除く。）  
3 前項第二号又は第三号の子又は孫には、配偶者又は子を有する者を含まないものとする。

第十五条 法人の有する土地等の第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額について課する土地増価税の額は、当該増価額に相当する金額から五千万円を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額とする。

（個人に係る税率）

第十六条 個人の有する土地等の第十一条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額について課する土地増価税の額は、当該増価額に相当する金額から三千万円と居住部分控除額とのうちいずれか多い金額を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項に規定する居住部分控除額とは、同項に規定する土地等の第十一条第一項に規定する増価額を当該土地等の面積の平方メートルで表わした数値で除して得た額に三百三十を乗じて計算した金額をいう。

3 第十四条第二項（個人に係る課税最低限）に規定する親族については、その有する土地等の第十一条第一項に規定する増価額及び当該土地等の面積をそれぞれ合算し、当該増価額の総額及び当該土地等の総面積について前二項の規定を適用して算出した金額を、それぞれ土地等の当該増価額にあん分して、それぞれの土地増価税の額を計算する。

第三章 申告、納付及び還付等  
第三十一条 法人は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる土地増価税の額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

（法人の期限内申告）  
第三十二条 法人は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる土地増価税の額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 土地増価税の課税標準である第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額に相当する金額  
二 前号に掲げる増価額に相当する金額につき第十五条（法人に係る税率）の規定を適用して計算した土地増価税の額  
三 前二号に掲げる金額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項

2 前項第二号に掲げる土地増価税の額がある法人が、施行日の翌日から同項の規定による申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないので合併により消滅した場合には、合併法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。以下同じ。）は、その消滅した日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

（個人の期限内申告）

第十八条 個人は、施行日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる金額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 土地増価税の課税標準である第十一条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額に相当する金額  
二 前号に掲げる増価額に相当する金額につき第十六条（個人に係る税率）の規定を適用して計算した土地増価税の額  
三 前二号に掲げる金額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項

2 前項第二号に掲げる土地増価税の額がある個人が、施行日の翌日から同項の規定による申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないので合併により消滅した場合には、その相続人（包括受遺者を含む。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

（法人の期限内申告による納付）  
第十九条 第十七条（法人の期限内申告）の規定による申告書を提出した法人（同条第二項の合併法人を含む。）は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年五月一日から六月三十日まで（同条第二項の規定により提出すべき当該申告書の提出期限の属する年に係る当該合併により消滅した法人の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで）の間に、国に納付しなければならない。

（個人の期限内申告による納付）  
第二十条 第十八条（個人の期限内申告）の規定による申告書を提出した個人（同条第二項の相続人を含む。）は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年五月一日から六月三十日まで（同条第二項の規定により提出すべき当該申告書の期限の属する年以前の年に係るその被相続人（包括受遺者を含む。）の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで）の間に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）  
第二十一条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日、国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該期限後申告書に記載した土地増価税のうち第十七条（法人の期限内申告）又は第十八条（個人の期限内申告）の規定による申告書（以下この条において「期限内申告書」という。）を提出していたとしたならば第十九条（法人の期限内申告による納付）又は前条の規定による納期が当該期限後申告書

の提出の日までにまだ到来していないこととなる税額があるときは、当該期限後申告書を提出した者は、期限内申告書を提出していたとしたらば既に到来していることとなる当該納期に係る税額（附帯税を含む。）については前項の規定により、期限内申告書を提出していたとしたらばまだ到来していないこととなる当該納期に係る分の税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期において、国に納付しなければならぬ。

（法人又は個人の修正申告による納付）

第二十二條 土地増価税について修正申告書を提出した法人又は個人は、当該修正申告書の提出により増加した部分の税額の土地増価税を、当該修正申告書の提出の日、国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該修正申告書の提出により増加する前の土地増価税額のうち第十九條（法人の期限内申告による納付）又は第二十條（個人の期限内申告による納付）の規定による納期が当該修正申告書の提出の日までにまだ到来していない税額があるときは、当該修正申告書を提出した者は、その増加した部分の税額をこれらの規定による納期において納付すべき増加する前の土地増価税額にあん分して、既に到来している納期に係る分の増加した部分の税額（附帯税を含む。）については前項の規定により、まだ到来していない納期に係る分の増加した部分の税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期において、国に納付しなければならない。

（物納）

第二十三條 税務署長は、土地増価税の納税義務者である法人又は個人について第十九條から第三十五條第二項第二号（更正又は決定の場合の納付）の規定により納付すべき土地増価税額を金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、当該法人又は個人の申請により、

その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、土地増価税の納税義務者である法人又は個人の土地増価税額に係る第十條第一項（法人の土地等に係る課税標準）又は第十一條第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価税額の計算の基礎となつた土地とする。

3 法人又は個人がその有する土地を第一項の許可を受けて物納した場合に、法人の当該事業年度の所得の金額の計算、個人の譲渡所得の金額の計算又は次条の規定による土地増価税額の還付若しくは免除については、当該土地の譲渡がなかつたものとみなす。

4 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十二條及び第四十三條（物納）（同条第五項中延納の許可に係る部分、同条第六項及び同条第八項第二号を除く。）の規定は、第一項の規定による物納について準用する。この場合において、同法第四十二條及び第四十三條中「相続税」とあるのは「土地増価税」と、「財産」とあるのは「土地」と、「種類」とあるのは「地目」と、「不動産」とあるのは「物納に係る土地」と、「不動産」とあるのは「土地」と読み替へるものとする。

（土地増価税の還付及び免除）  
第二十四條 法人又は個人でその有する土地等につきこの法律の規定による土地増価税額があるものが、基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの間に、当該土地増価税額に係る第十條第一項（法人の土地等に係る課税標準）又は第十一條第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価税額の計算の基礎となつた土地等の全部又は一部の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む、個人については所得税法第五十九條第一項第二号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する対価の額

による個人に対する譲渡を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該土地増価税額（附帯税を除く。）のうち既に納付した額に、当該増価税額のうち当該譲渡をした土地等に係る部分の金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する土地増価税額を還付し、当該土地増価税額（附帯税を除く。）のうちまだ納付していない額については各納期に係る税額ごとに、当該割合を乗じて計算した金額に相当する土地増価税額を、各納期において免除する。

2 前項に規定する法人が基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの期間内に解散し、当該期間内に残余財産の全部又は一部の分配が行われた場合において、当該残余財産の中に土地等があるときは、当該土地等の分配をその譲渡とみなして、同項の規定を適用する。

3 基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの間に所得税法第五十九條第一項第一号に掲げる贈与、相続又は遺贈により土地等の移転があつた場合には、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者が当該土地等を譲渡したものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

5 第一項の規定による還付又は免除の手續その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（代表者等の自署押印）

第二十五條 法人税法第五十一條（代表者等の自署押印）の規定は、法人の提出する土地増価税申告書（当該土地増価税申告書に係る修正申告書を含む。）について準用する。

（申告書の公示）

第二十六條 税務署長は、土地増価税申告書に記載された第十七條第一項第二号（法人の土地増価税の納付税額）又は第十八條第一項第二号（個人の土地増価税の納付税額）に掲げる税額があ

る法人又は個人について、大蔵省令で定めるところにより、その法人又は個人の名称又は氏名、当該申告書に記載された第十七條第一項第一号又は第十八條第一項第一号に掲げる金額及び第十七條第一項第二号又は第十八條第一項第二号に掲げる税額その他の事項を公示しなければならない。

（土地課税台帳等の供覧等）

第二十七條 税務署長が市町村長に対し、土地課税台帳等その他土地増価税の課税標準の基礎となる土地の標準価格の調査について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を税務署長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（当該職員の質問検査権）

第二十八條 国税庁の当該職員又は法人若しくは個人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、土地増価税に関する調査に必要があるときは、法人若しくは個人から土地等の譲渡、贈与若しくは遺贈を受けた者若しくは受けたと認められる者、法人若しくは個人に土地等を譲渡し、若しくは贈与した者若しくは譲渡し、若しくは贈与したと認められる者又は土地を現に所有し、若しくは占有する者若しくは所有し、若しくは占有する者若しくはその土地等に関する帳簿書類を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は法人若しくは個人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、土地増価税に関する調査に必要があるときは、法人若しくは個人から土地等の譲渡、贈与若しくは遺贈を受けた者若しくは受けたと認められる者、法人若しくは個人に土地等を譲渡し、若しくは贈与した者若しくは譲渡し、若しくは贈与したと認められる者又は土地を現に所有し、若しくは占有する者若しくは所有し、若しくは占有する者若しくはその土地等に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のもの所属する税務署又は国税局の所轄区域内に支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問

4 又は検査について準用する。  
 4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
 5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第

一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地増価税に係る法人税法等の適用の特例）  
 第二十九条 土地増価税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法律	条	項	読み替えられる字句	読み替へた字句
法人税法	第二十条第十八号（定義）		読み替えられる字句	読み替へた字句
	第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）		法人税（）	土地増価税（附帯税を除く）及び法人税（）
	第六十七条第二項（同族会社の特別税率）		納付する法人税の額	納付する土地増価税の額及び法人税の額
所得税法	第四十五条第一項第二号（家事関連費等の必要経費不算入等）		所得税	土地増価税及び所得税
相続税法	第十四条第二項（債務控除をされる公租公課）		再評価税	再評価税、土地増価税
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）	第四十条の三（物納による譲渡所得等の非課税）		又は第三十三条	若しくは第三十三条又は土地増価税法（昭和五十二年法律第 号）第二十四条（土地増価税の還付及び免除）
国税通則法	第二十一条第二項（納税申告書の提出先等）、第三十条第二項（更正又は決定の所轄庁）、第三十三条第二項（賦課決定の所轄庁）、第四十三条第二項（国税の徴収の所轄庁）、第八十五条第一項（納税地異動の場合における異議申立先等）及び第八十六条第一項（異議申立事件の決定機関の特例）	増与税	増与税	増与税、土地増価税
大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）	第四十六条第一項（附属機関）の表土地評価審議会の	贈与税に係る土地	贈与税に係る土地	贈与税並びに土地増価税に係る土地等

2 前項に定めるもののほか、土地増価税に関する法人税法、所得税法その他の法令の規定の適用に必要なる技術的読替えその他の事項は、政令で定める。  
 （政令への委任）  
 第三十条 第十条から前条まで（課税標準等）に定めるもののほか、この法律の適用に必要なる事項は、政令で定める。  
 第五節 罰則  
 第三十一条 偽りその他不正の行為により、第七条第一項第二号（法人の申告に係る土地増価

税額）に規定する土地増価税の額につき土地増価税を免れ、又は第二十四条第一項（土地増価税の還付及び免除）による土地増価税の還付若しくは免除を受けた場合には、法人の代表者人格のない社団等の管理人を含む。以下この章において同じ。代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 2 前項の免れた土地増価税の額又は同項の還付若しくは免除を受けた土地増価税の額が五百万

円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた土地増価税の額又は還付若しくは免除を受けた土地増価税の額に相当する金額以下とすることができる。  
 第三十二条 偽りその他不正の行為により、第十条第一項第二号（個人の申告に係る土地増価税額）に規定する土地増価税の額につき土地増価税を免れ、又は第二十四条第一項（土地増価税の還付及び免除）による土地増価税の還付若しくは免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併

科する。  
 2 前項の免れた土地増価税の額又は同項の還付若しくは免除を受けた土地増価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた土地増価税の額又は還付若しくは免除を受けた土地増価税の額に相当する金額以下とすることができる。  
 第三十三条 正当な理由がなくて第十七条第一項又は第二項（法人の期限内申告）の規定による申告書その提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。  
 第三十四条 正当な理由がなくて第十八条第一項又は第二項（個人の期限内申告）の規定による申告書その提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。  
 第三十五条 第二十五条（代表者等の自署押印）において準用する法人法第五十一条第一項から第三項まで（代表者等の自署押印）の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第二十五条に規定する土地増価税申告書の提出があつた場合その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。  
 第三十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。  
 一 第二十八条第一項又は第二項（当該職員の質問検査権）（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員に質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者  
 二 前号の検査に偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第三十七條 土地増価税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十一條（法人に係る土地増価税を免れる等の罪）、第三十二條（個人に係る土地増価税を免れる等の罪）、第三十三條（法人に係る期限内申告書を提出しない罪）、第三十四條（個人に係る期限内申告書を提出しない罪）又は第三十六條（検査を拒む等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を課する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則  
この法律は、昭和五十二年四月三十日から施行する。

三月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、一兆円所得税減税に関する請願（第一五七九号）（第一七五七号）（第一七八号）（第一七七六号）（第一八〇八号）（第一八一三三号）（第一八二八号）

一、ジョンソン飛行場返還跡地処分に係る新処理基準案の撤回と地元優先利用実現に関する請願（第一五九九号）

一、基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願（第一七〇二号）（第一七〇三号）（第一七〇四号）

第一五七九号 昭和五十二年三月十一日受理  
一兆円所得税減税に関する請願  
請願者 東京都東大和市清水三ノ八七七  
森田安久外八百十八名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一七五七号 昭和五十二年三月十五日受理  
一兆円所得税減税に関する請願（十一通）  
請願者 静岡県瀬名川二七ノ一 岡田三重  
子外九千五百九十三名  
紹介議員 柏原 ヤス君  
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一七八号 昭和五十二年三月十五日受理  
一兆円所得税減税に関する請願（四通）  
請願者 大阪市西区土佐堀一ノ六ノ二  
榎本幸治外一万六千五百名  
紹介議員 塩出 啓典君  
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一七七六号 昭和五十二年三月十六日受理  
一兆円所得税減税に関する請願  
請願者 長崎市三芳町五ノ一 上村親治外  
四千九百九十九名  
紹介議員 多田 省吾君  
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一八〇八号 昭和五十二年三月十六日受理  
一兆円所得税減税に関する請願  
請願者 高知市仁井田二、四九〇ノ一三  
岡村佐知子外四千九百九十九名  
紹介議員 二宮 文造君  
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一八一三号 昭和五十二年三月十六日受理  
一兆円所得税減税に関する請願  
請願者 高知県室戸市室戸岬町四、八三五  
中谷次郎外三千二百二十八名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一八一八号 昭和五十二年三月十六日受理  
一兆円所得税減税に関する請願  
請願者 長崎市小峰町七ノ二ノ三〇六 福  
井国宏外五千名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一五九九号 昭和五十二年三月十一日受理  
ジョンソン飛行場返還跡地処分に係る新処理基準案の撤回と地元優先利用実現に関する請願  
請願者 埼玉県入間市豊岡一ノ一六ノ一入  
間市長 水村仁平外三十名  
紹介議員 土屋 義彦君  
この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一七〇二号 昭和五十二年三月十四日受理  
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願（二通）  
請願者 東京都東大和市奈良橋三二六ノ一  
鈴木隆外一名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七〇三号 昭和五十二年三月十四日受理  
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都東大和市芋窪四〇三ノ一ノ  
上北台一八ノ三〇六 藤原宏子  
紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七〇四号 昭和五十二年三月十四日受理  
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願  
請願者 東京都東大和市清水一、二二ノ  
南四〇一ノ一 武井眞美子  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

昭和五十二年四月九日印刷

昭和五十二年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W